

答申検討案(安心)

10/19安心部会
提出資料

<27政策 主な施策（96施策）>

展開目標【1】いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一

- 1 医師の養成・確保
- 2 看護師・保健師・助産師の養成・確保
- 3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
- 4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療の提供体制の充実
- 5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
- 6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり
- 7 食の安全の確保、食育の推進

展開目標【2】住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進

- 8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
- 9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援
- 10 介護・福祉人材の確保のための環境整備
- 11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実
- 12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
- 13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備

展開目標【3】環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり

- 14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進
- 15 「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
- 16 豊かな自然環境の保全
- 17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
- 18 清らかな水資源の保全と活用
- 19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進

展開目標【4】災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり

- 20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実
- 21 防災・減災、災害に強い県土づくり
- 22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実
- 23 雪に強いまちづくり
- 24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進
- 25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開
- 26 安全・安心で豊かな住環境づくり
- 27 消費生活の安全の確保

【安心】各政策の「政策目標」及び「主な施策(柱立て)」

政策及び政策目標	主な施策(柱立て)
展開目標【2】住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進	
8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成	<p>①地域包括ケアシステムの整備 ②県民の福祉意識の高揚や地域の福祉活動を担う人材の育成 ③地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進 ④生活環境のバリアフリーの推進</p>
9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援	<p>①在宅医療・介護連携の推進 ②相談支援体制の充実やこれを支える医療・福祉人材の養成・確保 ③利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供 ④利用者保護の充実</p>
10 介護・福祉人材の確保のための環境整備	<p>①若者等への介護の魅力のPRや多様な人材の参入促進 ②介護サービスを担う人材の教育・養成の推進 ③介護人材の就業支援など人材確保の充実 ④施設・職場環境の改善等による介護職場の定着支援 ⑤保育士等の入村確保と就業経験の支援</p>
11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実	<p>①介護予防と生活支援サービスの充実 ②在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実 ③認知症施策の推進 ④権利擁護の推進と相談支援体制の整備</p>
12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援	<p>①障害者に対する理解と権利擁護の推進 ②発達障害など多様な障害に対する対応 ③障害者の雇用・就労の促進</p>
13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備	<p>①地域での自立と社会参加の促進 ②身近な地域での相談支援体制・サービス提供基盤の充実 ③重度心身障害児者等が必要な医療的ケアが受けられる体制の強化</p>
14 人の暮らしに寄り添い、支える場づくり	<p>①にのるの健康づくりの推進 ②生活習慣の改善 ③糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療 ④感染症など各種疾患対策の推進</p>
15 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進	<p>①健康寿命日本一に向けた機運の醸成 ②生活習慣の改善 ③糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療 ④感染症など各種疾患対策の推進</p>
16 安全の確保、食育の推進	<p>①食品安全性に関する情報の受発信 ②食品安全性の確保と適正な表示の推進 ③県民ぐるみの地産地消の推進 ④富山の食に着目した食育の推進</p>
展開目標【1】いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一	
1 医師の養成・確保	<p>①地域医療を志す医師の養成・確保 ②初期臨床研修医や専門医の確保と育成 ③医師不足が懸念される産科や小児科、麻酔科、救急部門などの人材確保 ④医師の勤務環境の改善</p>
2 看護師・保健師・助産師の養成・確保	<p>①県立大学看護学部の創設 ②県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師の確保 ③看護師・保健師・助産師の資質向上 ④職場定着・再就業支援</p>
3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進	<p>①予防の強化と早期発見の推進 ②質の高い医療の確保 ③患者支援体制の充実 ④患者支援体制の充実</p>
4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実	<p>①医療連携体制の構築 ②高度救急医療体制、高度で専門的なリハビリーション医療提供体制の整備 ③在宅医療提供体制の整備 ④医薬品、輸血用血液等の安定供給の確保</p>
5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進	<p>①健康寿命日本一に向けた機運の醸成 ②生活習慣の改善 ③糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療 ④感染症など各種疾患対策の推進</p>
6 人の暮らしに寄り添い、支える場づくり	<p>①にのるの健康づくりの推進 ②生活習慣の実践や適切な疾病対策などにより、健康寿命日本一人ひとりが心身ともに健康な生活を送り、健康寿命日本一を実現していくこと。</p>
7 食の安全の確保、食育の推進	<p>①食品安全性に関する情報の受発信 ②食品安全性の確保と適正な表示の推進 ③県民ぐるみの地産地消の推進 ④富山の食に着目した食育の推進</p>

政策及び政策目標	政策及び政策目標	主な施策(柱立て)
展開目標【3】環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり		
14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進	①省エネルギーの推進 ②環境にやさしいエネルギーの導入・利活用の推進 ③環境教育の推進、環境保全活動の拡大	
15 「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモニター」の確立	①資源効率性・3R等の推進 ②食品ロス・食品農業物対策の推進 ③環日本海・アジア地域における資源効率性・3Rの推進への貢献	
16 豊かな自然環境の保全	①自然保護思想の普及啓発 ②自然環境の保全に配慮した適正な利用の推進 ③自然環境保全活動の推進 ④生物多様性の確保 ⑤野生鳥獣の適正な保護管理の強化	
17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全	①監視体制や発生源対策の強化など安全で健康的な生活環境の確保 ②環境学習の充実と地域での環境保全活動の活性化 ③タイタイ病の教訓等の後世への継承と国内外への情報発信 ④国連機関や北東アジア地域の自治体等と連携した国際環境協力の推進	
18 清らかな水資源の保全と活用	①水源の保全と涵養 ②小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用 ③水環境の保全 ④水を活かした文化・産業の発展	
19 再生可能エネルギーの導入へ、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進	①再生可能エネルギーの導入促進によるエネルキーの多様化や効率化の推進 ②水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギーの導入促進などエネルギーの多様化や効率化の推進や、エネルギー需要の安定が図られていること。 ③再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくりやグリーンインベーションの加速化	
展開目標【4】災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり		
20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実	①消防力・地域防災力の強化 ②消防体制の充実 ③危機管理体制の充実	
21 防災・減災、安否に強い県土づくり	①治山・治水・土砂災害対策の推進 ②市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進 ③津波・高潮・海岸侵食対策の推進 ④公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進	
22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実	①地震・津波対策の充実 ②火山対策の充実 ③原子力災害対策の充実	
23 雪に強いまちづくり	①雪害のないまちづくり ②雪害防止対策の推進 ③雪の文化の継承と創造	
24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進	①安全なまちづくりの推進 ②交通事故防止対策の強化 ③警察機能の充実	
25 地域公共交通の維持活性化と新たな雇用	①総合的な地域公共交通体系の構築の推進 ②地域公共交通の維持活性化 ③地域のニーズに対応した交通サービスへの支援	
26 安全・安心で豊かな住環境づくり	①住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進 ②地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備 ③住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実	
27 消費生活の安全の確保	①安全・安心な消費生活の実現 ②医薬品や危険物等の安全性の確保 ③動物愛護思想の普及啓発や適正飼育の推進 ④衛生的な生活環境の確保	

<展開目標1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心1 医師の養成・確保
政策目標	地域医療を担う医師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができるということ。

【現状と課題】

(○) 県内の医師数は増加傾向にあり、全国平均を上回っており、急性期病床の8割を占める公的病院での医師不足感も改善されていませんが、まだ解消されていない状況にあります。また、全国的に不足が問題となっている産科や小児科等の診療科の医師について、県内では概ね順調に増加しているものの、いまだ医師の不足が生じています。
【平成26年12月末現在の人口10万人あたり医師数：富山県248.9人、全国244.9人
(医師・歯科医師・薬剤師調査)】

(○) 初期臨床研修医については、県が関係機関と協力して積極的に確保に取り組んできたこともあり、4年連続で増加していますが、初期臨床研修後の県内定着は8割程度となっています。
また、医療の高度化に伴い医師の専門分化が進み、専門医の対応する領域が広がっています。
高度医療や専門医療を提供できる医師の確保や、キャリア形成に対する支援が重要となっています。

(○) 県内病院に勤務する女性医師の割合が高まってきており、今後、医療提供体制を維持するには、医師が仕事と家庭を両立しながら活躍できる環境を整えることが必要です。
【県内病院の女性医師の割合 H16.12：16.1% ⇒ H26.12：19.2%（うち20～30歳代 29.9%）】

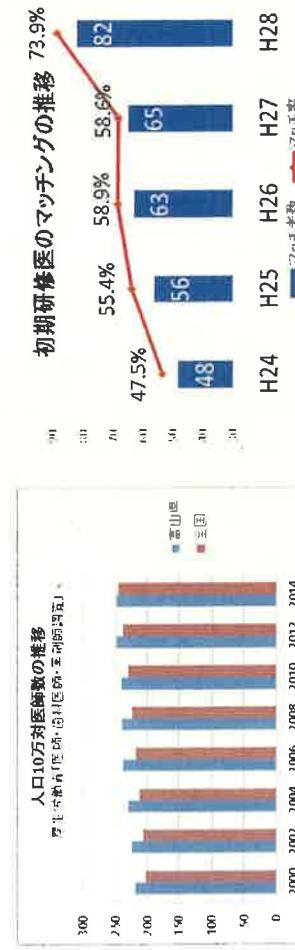
(○) 医療圈ごとの医師数は、圏域によって差が生じていますが、今後、地域医療構想の実現に向けて、2次医療圏毎に構築する医療提供体制を充足させるため、その医療需要に応じた医師を確保する必要があります。

【取組みの基本方向】

- 県全体での医師の充足を目指し、引き続き、県医師会、各医療機関、大学などと連携・協力し、総合的な医師確保対策に取り組みます。
- より質の高い医療を提供するため、臨床研修病院等における医師の育成体制の強化や、研修内容の充実の支援、専門医取得などのキャリア形成支援による若手医師の県内定着の促進に努めます。
- 医療資源が限られる中、県民に将来にわたって必要な医療を提供し続けるために、産科や救急などの重点化・集約化を検討します。
- 医師の定着や休業中の医師の現場復帰の促進を図るため、医療機関の勤務環境改善の取組みを支援するとともに、女性医師のライフステージに応じた勤務環境の整備や育児休業等の医師の職場復職に向けた環境整備に取り組みます。

【主な施策】

柱立て	施策
1 地域医療を志す医師の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・修学資金貸与制度の活用による医師の県内定着の促進 ・医学部進学者に対する「知事の手紙」や医療情報等の送付
2 初期臨床研修医や専門医の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修病院連絡協議会による研修指導体制の充実、研修医確保に向けたPR ・県立中央病院におけるドクターヘリ（※1）等を活用した研修、スキルアップセミナーの開催 ・専門医制度の円滑な運用のための協議会の開催、研修プログラムPRに対する支援
3 医師不足が顕著な産科や小児科、麻酔科、総合医、救急部門など的人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医療需要に応じた必要医師数の調査・研究の実施 ・産科や小児科などの医師の派遣の調整 ・修学資金の貸与を受けた特別枠（※2）卒業医師等の配置調整や、医師のあっせんの実施 ・総合医を育成するべき地拠点病院に対する支援など、幅広く病気を診ることのできる総合医の育成推進
4 医師の勤務環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・医療勤務環境改善支援センター（※3）におけるアドバイザーの派遣、講習会の開催などによる、医療機関の勤務環境改善の推進 ・病院内保育所に対する支援など、女性医師の働きやすい環境の整備や、女子学生等の県内定着の支援



<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

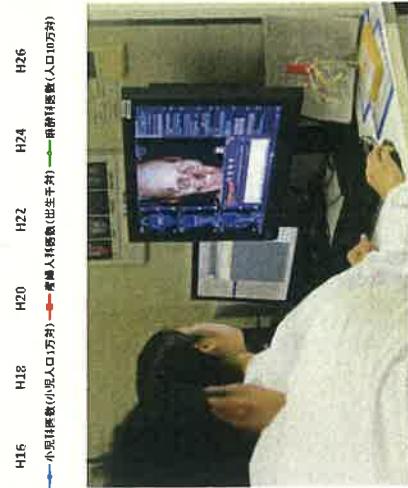
- (※1) ドクターヘリ 医療機器や医薬品を搭載し、医師・看護師が乗車するヘリコプター
- (※2) 行例① 平成 22 年から実施している地域医療等に從事する意図をもった高校生等が入学できる私立大学及び富山大学医学部の選抜作業。県が奨学金を行はし、や後の一定期間、地元企業に從事することにより奨学金の返還が免除される。
- (※3) 医療構造改革支援センター をつけ、勤務地域改伴の取組みを総合的に支援するため、都道府県が設置する機関

【県民参考指標候補案 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	概ね 5 年前	現 状	2021(平成33) 年度、2026(平成38) 年度	
			2021(平成33) 年度	2026(平成38) 年度
●医師数 (人口 10 万人当たり)	241.0 人 2010(平成22)	248.2 人 2014(平成26)		
●小児科医数 (小児人口 1 万人当たり)	11.1 人 2010(平成22)	12.1 人 2014(平成26)		
●産婦人科・産科医師 数 (人口 1 千人当たり)	12.1 人 2010(平成22)	12.3 人 2016(平成26)		

〔凡例〕● 現行計画においても設定しているもの ○:新たに目標候補として考えられるもの

主 体	期待する主な役割	
	医療機関	・病院と診療所の機能分化と連携推進 ・医師の離職防止や医療安全の確保を図るために勤務環境の改善 ・女性医師のライフステージに応じた働きやすい環境の整備
大 学	・地域医療を支える医師の育成 ・医師の資質向上のためのキャリア形成支援	
医 師 会	・勤務環境の改善への支援 ・女性医師に対するサポート	



<展開目標1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心2 看護師・保健師・助産師の養成・確保
政策目標	医療の高度化や専門化、在宅医療の進展などに対応できる看護師・保健師・助産師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができるること。

【現状と課題】

(○) 県内の看護師・保健師・助産師については、病院等における看護体制の充実により、その数は増加してきています。一方、平成27年度の病院における看護師・保健師・助産師の採用数については、予定の9割程度にとどまっています。さらに、今後も在宅医療の推進等により、訪問看護や介護施設などで看護師や保健師の需要が見込まれます。

【看護師・保健師・助産師数（衛生行政報告例（厚生労働省））】

11,142人(H22) ⇒ 11,768人(H24) ⇒ 12,411人(H26) ⇒ 13,296人(H28)

【募集数に対する採用者の割合：87.3% (H27)（看護職員実態調査（県医務課調べ））】

(○) そのため、医療の高度化、専門化などに対応し、これまで以上に質の高い看護の提供により、県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師を確保する必要があります。

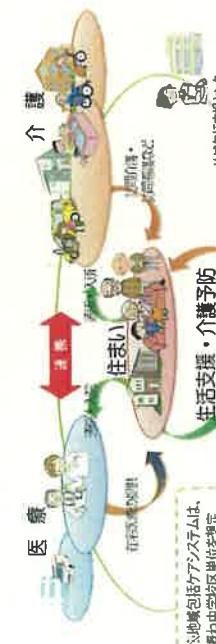
【大卒看護師・保健師・助産師の採用計画（県内公的病院）：716人(H26) ⇒ 1,043人(H32、20)】

【県内の認定看護師数：90人(H23) ⇒ 141人(H25) ⇒ 222人(H28)（県医務課調べ）】

(○) また、平成27年10月から、看護師・保健師・助産師免許を有する者が離職した場合、ナースセンターへの届け出が努力義務となり、この情報の活用により、潜在化の防止や復職支援を図ることが求められています。

【看護師等免許保持者届出登録（H28.4～H29.3 402件）】

地域包括ケアシステムの整備



老人クラブ・自立会・ボランティア・NPO等
保健師…自治体でのコーディネート
看護師…訪問看護等在宅医療の提供

【取組みの基本方向】

- 県民の暮らしと保健・医療・福祉をつなぎ、その健康を生涯にわたり支える看護師・保健師・助産師の総合的な確保対策を推進するとともに、病院、訪問看護ステーション、介護施設など、それぞれの機関で必要とする看護師・保健師・助産師の確保を支援します。
- がん、糖尿病をはじめとする生活習慣病など特定の分野における実践能力の高い看護師等の養成や、高度化・多様化するニーズに対応した研修を実施します。また、高度医療、在宅医療、災害時医療等に対応できる、より質の高い看護師・保健師・助産師の確保を支援します。

- 看護師・保健師・助産師が安心して働き続けられるよう、働きやすい職場環境の整備・充実に向けた支援、離職の防止や再就業の促進を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 県民の健康をライフルステージに応じて支える看護師・保健師・助産師の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・看護の魅力を伝えるPRによる看護師を志す者の確保 ・看護師等養成所の運営に対する支援やじ・1ターンの促進、修学資金貸与制度の活用による看護師・保健師・助産師の県内定着の促進 ・地域包括ケアを円滑に進めるための、健康相談等保健サービス等を担う保健師や訪問看護を担う看護師の育成 ・妊娠期から子育て期において、切れ目のない支援を行う助産師の確保
2 看護師・保健師・助産師の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・公的病院等が実施する人材育成体制の強化や研修内容の充実等への支援 ・がん、糖尿病などの分野における質の高い看護師の養成の支援 ・認定看護師等や特定行為等が実施可能な看護師の養成に対する支援 ・高度な看護人材の育成・供給のため、富山県立大学に看護学を研究する大学院や保健師、助産師を養成する大学専攻科の設置
3 職場定着・再就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所の整備など子育て支援による看護師・保健師・助産師の離職防止 ・新人・若手の看護師・保健師・助産師の定着支援のための、臨床実践能力の向上や情報交換を行う研修会等の開催や休憩室の整備など働きやすい勤務環境の整備・充実 ・富山県ナースセンターにおいては、就業希望者に対する就業相談、研修会の開催・看護職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む医療機関への支援

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康新命日本一>

【注釈】

- (※1) 検定看護師 高度化し専門分化が進む医療の現場において、水作の高い看護人材ができると11本看護協会が認めた看護師
 (※2) 特定行為 医師が行う実務行為のうち一定の研修を受けた看護師が手順書により実施する診療の補助(例:脱水への輸液)
- (※3) 富山県立大学 平成31年4月に看護学部を開設予定(定員120名)
- (※4) 富山県立看護セセシナー 看護職員の倫理を図るため、未就業看護職員の就業斡旋、看護師等養成機関のJRK等を火薙

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
大学・養成機関	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の育成 ・高度な看護人材の育成
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び医療機関に関する情報の積極的な提供 ・医療機能の分担と連携等による効率的な医療の提供 ・勤務環境の改善
看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・看護の理解への普及啓発 ・看護職員の職場定着支援や再就業支援 ・看護職員の資質向上に関する研修の開催

【外例】●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに看護候補として考えられるもの

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿	
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度
●看護職員数 (人)10万人当たり)	1,420.0人 2012(平成24)	1,564.7人 2016(平成28)		
○認定看護師数	118人 2012(平成24)	222人 2016(平成28)		
○特定行為研修修了者 数	—	0人 2016(平成28)		



高校生の一日看護見学

看護学生U・ターン応援病院見学会

富山県立大学看護学部 施設イメージ

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
政策目標	県内における国内最高水準のがん医療を提供し、がんによる死後の癒いやがんになっても安心して暮らせる社会が充実などの取り組みにより、がんによる死後の癒いやがんになつてでも安心して暮らせる社会が構築されていること。

【現状と課題】

○ 本県のがん検診受診率は全国平均よりも高く、がんの年齢調整死亡率(※1)は年々減少しているものの、県内では依然として年間3千人以上の方ががんで亡くなっています。死因の第1位となっています。特に、胃がんの75歳未満年齢調整死亡率や働く世代の乳がん死亡率は全国真となっています。

そのため、がん予防に関する知識や早期発見の重要性について普及啓発を行うとともに、特に胃がんや乳がんをはじめとした予防対策の強化を図る必要があります。

【がんの75歳未満年齢調整死亡率(※1)】：85.2(H17) → 81.5(H23) → 77.1(H27)

【がんの75歳未満年齢調整死亡率(※1)】：男性17.0(13.4)女性6.5(5.2)※()内は全国

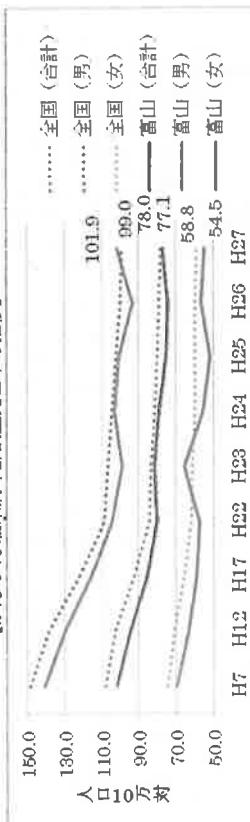
【40～64歳の男女がん死亡率(※1)】：25.9(24.3)※()内は全国

○ また、県内では、10のがん診療連携拠点病院(※2)が連携協力して二次医療圏毎に患者の二apseに沿った医療を提供できる体制を構築しており、中でも県立中央病院においては、県がん診療連携拠点病院として、最先端のがん医療を提供しています。

今後も、質の高い医療を確保するため、がん診療連携拠点病院間の連携を強化し、専門性の高い医療従事者の養成、診断された時からの緩和ケア提供体制の充実を図る必要があります。

○ がん患者を支援するため、平成25年に「富山県がん総合相談センター」を設置し、医療相談に加え、心理、生活、介護、就労など、がん患者やその家族の様々な相談に応じています。【がん総合相談センター相談内訳(※3)】：不安や精神的苦痛24% 入院方法・転院等23% 治療20%】一方で、がん患者からの相談ニーズが多様化する中、特に働く世代の女性のがん患者は家庭、育児や就労等の様々な課題を抱えており、苦痛の軽減とともに療養生活の質の向上を図るために支援体制の強化が必要となっています。

【がんの75歳未満年齢調整死亡率の推移】



【注釈】

(※1) 在輪国民死に率
別の人1)をもとに、住輪構成の異なる地域間でがんによる死に状況の比較ができるように、標準人口(昭和60年の年齢5歳階級別)

【取組みの基本方向】

- がんによる死亡者数を減少させるため、県民にがんの予防に必要な正しい知識や、がん検診の定期的な受診による早期発見、早期治療の重要性の普及啓発に努めます。
- 県の拠点病院である県立中央病院を中心に、県内で手術療法、放射線療法、薬物療法、さらにはこれらを組み合わせた集学的治療を実施していくため、それぞれの治療法を選択できる体制の充実を図ります。
- 多様化するがん患者やその家族からの相談ニーズ等に対応するため、適切な情報提供と相談支援を行うとともに、がん患者の意向により家庭や地域での療養が選択できる体制の充実を図ることで、患者支援体制をさらに強化していきます。

【主な施策】

	柱立てる	施策
1 予防の強化と早期発見の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙やバランスのとれた食生活、運動習慣の定着など、がん予防のための望ましい生活習慣の確立に向けた普及啓発や受動喫煙防止対策の更なる推進 ・検診機関や協定結婚企業(※3)等との連携活動の推進 ・節年齢検診(※4)や女性の重点年齢検診(※5)の普及啓発や科学的根拠に基づく効果的な受診勧奨など、がん検診受診率向上的に向けた市町村の取組みへの支援 ・胃がんや乳がんの予防、早期発見・早期治療に関する啓発の強化
2 質の高い医療の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院における最先端医療の提供や、がん診療連携拠点病院間の連携協力によるがん診療体制の充実 ・がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケア提供体制の整備促進 ・緩和ケア修復やがん看護臨床実践研修の実施など、専門性の高い医療従事者の育成
3 患者支援体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・患者支援体制の充実に向けた県がん総合相談支援センターとがん診療連携拠点病院との連携の強化 ・患者団体等との連携の強化、患者の不安や悩みの解消のためのがんを経験した者がんによる相談支援(ピアサポート)体制の推進 ・がん患者の就労支援の充実に向けた関係機関等との連携の強化

【注釈】

(※1) 在輪国民死に率
別の人1)をもとに、住輪構成の異なる地域間でがんによる死に状況の比較ができるように、標準人口(昭和60年の年齢5歳階級別)

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

(※2) がん診療連携拠点病院 各地域で質の高いがん医療が受けられるよう、国又は県が指定した地域のがん診療の中核となる病院で、地域における専門的ながん医療の提供や連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などを担う

(※3) がん検査診療 「がん検査」 飲酒による乳癌リスク評価、がん検査結果の解説、がん検査受診料などに取り組んでもらいうまの開けら様ごと

(※4) 女性の重篤ながんの早期発見・治療 「がん検査」 乳がん・宫颈がんのそれぞれの重点年齢期間（予防がん：21～39歳、乳がん：41～49歳）のうち5歳ごとの重点年齢診療の間に、町村が定める検査料を支拂う検査

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・がんに関する正しい知識の習得、正しい生活習慣の確立 ・早期発見のためのがん検診の定期的な受診 ・検診の結果、要精検となつた場合の精密検査の受診 ・がんに罹患しても、がんと向き合うことができるよう努めること
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動や身近で細かな情報の提供等を通じ、地域のおけるがん予防の推進やがん検診の受診勧奨
患者会 (ヒアサホーター)	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ悩みや不安を持つ者同士の交流等を通じて、がん患者のその家族の苦痛を和らげるとともに、必要に応じて行政や医療機関等の関係機関とのハイブリット役
職場・企業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のがん検診を受けやすい環境づくり ・がん患者が働きながら治療や療養ができる職場環境づくり ・運動喫煙防止の取組みなど、快適な職場環境づくり
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・がん予防に関する正しい知識の普及啓発の実施 ・がん検診受診率向上に向けて受診しやすい検診体制の整備 ・精密検査の未受診者への受診勧奨 ・検診の制度管理・事業評価の実施



【県民参考指標候補案 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿	
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度
●がんによる死亡者の減少 (75歳未満のがん年齢調整死亡率の減少) (人/10万対)	81.5人 2011 (平成23)	77.1人 2015 (平成27)		
●成人の喫煙率	男性: 33.4% 女性: 10.5% 2010 (平成22)	26.9% 4.8% 2016 (平成28)		

【凡例】●:現行計画においても設定しているもの ○:新たに指標候補として考えられるもの

富山県がん対策推進計画における基本目標

「がんを知り、がんと一緒に生きる」

質の高い医療の確保

1最新鋭のがん検査・治療機器導入
2最新治療方法や次世代の低侵襲手術が実現
3高精度ながん検査装置(回転CT)機器導入



予防の強化とがん検診受診率向上などの早期発見の推進

①関係団体の協力を得てがん検診の普及啓発



患者支援体制の充実

②がん患者の介護や生活支援のための相談窓口の整備
③がん患者の社会復帰支援の充実



がん検査の普及啓発

④がん検査の普及啓発
⑤がん検査の早期発見による早期治療の実現





＜展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一＞

政策名	安心4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実
-----	-----------------------------------

政策目標	高度急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを切れ目なく提供する体制の充実 切れ目なく提供する体制が構築され、すべての県民が必要なときに安心して質の高い患者本位の必要な医療を受けることができるること。
------	--

【現状と課題】

- (C) 高齢化の進展や在宅療養者の増加に伴い、身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズが高まっており、医療機関の整備や機能強化、連携などを一層推進する必要があります。
- (C) また、救急患者は増加傾向にある一方で、一部には安易に救急病院を受診する傾向が見られます。また、高度救急医療体制は、ドクターへの導入や、県立中央病院に特定集中治療室（スーパーICU）が整備されるなど、充実強化されてきていますが、今後も、救命率の更なる向上のための高度救急医療体制の充実、救急医療の適正受診についての普及啓発を一層推進する必要があります。

(C) 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、高度で専門的なリハビリ医療を提供していますが、高齢化の進展により、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを必要とする入院患者そのための回復期機能（※1）を有する病床が不足しています。

そのため、今後も、高度で専門的なリハビリ医療の提供体制の充実や回復期機能を有する病床の整備を推進する必要があります。

(C) 在宅医療に携わる医師、薬局や訪問看護ステーションは増えていますが、今後も、在宅医療等を受ける者が大きく増加することが見込まれていることから、24時間365日対応可能な在宅医療の推進や、在宅医療を支える医師や看護師等の確保を図っていくことが求められています。特に75歳以上の高齢者は、介護を必要とする割合が高く、また、複数の疾病にかかりやすいこと等から、医療機関間の連携はもとより、介護との連携による在宅医療の推進が不可欠です。

〔在宅医療患者数の推移：3,816人（H21）→4,810人（H27）〕

- (C) 医療ニーズの高度化・多様化に対応して、ジエネリック医薬品（※2）やOTC医薬品（一般用医薬品）の活用促進や、治療に支障をきたさないよう輸血用血液等の安定供給の確保が求められています。

【取組みの基本方向】

- 患者ニーズに応じて医療資源の効果的な配置や医療機関間の連携を促し、高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを切れ目なく提供する体制を構築します。
- 身近な地域で速やかに救急医療を受療できる体制を整備するとともに、ドクターへの活用など、高度救急医療体制を充実強化します。また、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターでの、高度で専門的なリハビリテーションの機能を強化します。
- 在宅医療については、開業医グループ等の活動を支える在宅医療支援センターの運営支援や訪問看護ステーションの機能強化などによる24時間365日対応可能な体制の整備、医療関係者と介護関係者の多職種間による相互理解と連携促進、ICTやIoTの活用を推進します。
- 回復期機能や在宅医療等の充実など、地域医療提供体制の整備・充実を図るため、医療従事者を確保・養成とともに、研修の実施による資質の向上を推進します。
- 医療ニーズに対応できる医薬品の活用促進、県民の献血に対する理解を深めることなどによる献血者の確保等を図ります。

【主な施策】

	柱立て	施策
1 医療連携体制の構築	・病床の機能分化や、医療機関間における「病・病連携」や「病・診連携」（※3）の促進	・各医療機関の機能などに関する住民への情報提供や普及啓発
2 高度救急医療体制、高度で専門的なりハビリテーション医療提供体制の整備	・ドクターへりを活用した救命・災急医療活動の充実化、 ・救急車の利用や救急医療の適正受診等に関する住民への意識啓発の推進 ・県立中央病院における、先端医療等の機能を活かした高度で専門的な救急医療の提供	・不足する回復期機能を行する病床の充足に向けた病床転換の促進
3 在宅医療提供体制の整備	・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターでのロボットリハビリーション体制の充実 ・県下全城の在宅医療推進拠点「富山県在宅医療支援センター」、地域での医師相互連携やグローバル化等を支援する各「在宅医療支援センター」の運営支援 ・訪問看護ステーションの規格並人に向けた支援や、テレワーク型訪問看護（※4）、トライアル雇用（※5）、ICT活用などによる訪問看護の働き方改革・効率化の推進	・県下全城の在宅医療推進拠点「富山県在宅医療支援センター」、地域での医師相互連携やグローバル化等を支援する各「在宅医療支援センター」の運営支援 ・訪問看護ステーションの規格並人に向けた支援や、テレワーク型訪問看護（※4）、トライアル雇用（※5）、ICT活用などによる訪問看護の働き方改革・効率化の推進
4 医薬品、輸血用血液の安定供給等の確保	・病院・診療所・薬局の連携強化によるジエネリック医薬品（一般用医薬品）の活用によるセルフ「くすりの富山」の強みを活かしたOTC医薬品（一般用医薬品）の活用によるセルフメディケーションの推進 ・医薬品等の安全管理情報収集・提供体制への支援、製造管理指導などによる品質・安定供給の確保 ・街頭活動や各種メディア等を活用した若年層への献血思想の普及啓発	・病院・診療所・薬局の連携強化によるジエネリック医薬品（一般用医薬品）の活用によるセルフ「くすりの富山」の強みを活かしたOTC医薬品（一般用医薬品）の活用によるセルフメディケーションの推進 ・医薬品等の安全管理情報収集・提供体制への支援、製造管理指導などによる品質・安定供給の確保 ・街頭活動や各種メディア等を活用した若年層への献血思想の普及啓発

出典：県消防防災年報

出典：県高齢福祉課調べ

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

- (※1) 回復期機能 急性期を経過した患者への住宅後帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
- (※2) ジエネリック医薬品 先発医薬品（新規）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同等の効能・効果を持つ医薬品。
- (※3) 病・筋肉運動機能評価・筋・筋運動機能評価
- (※4) テローグルコ糖質同定試験 自宅を拠点とした柔軟な働き方として、テレワーク（住宅勤務）を導入した訪問看護。
- (※5) トライアル雇用 訪問看護の経験がない不適職行動障害者を雇用し、訪問看護ステーションの指導下による軽作業指導や研修の受講により、業務に必要な知識及び技能を習得させること。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 高密度急性期、急性期、回復期、慢性期の機能別の医療提供体制や医療機関相互間の機能分化・連携の重要性についての理解 医療機関の機能に応じた適切な医療機関での受診 ジエネリック医薬品の使用についての理解、献血への協力
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 「病・褥瘡」や「病・診運搬」による効果的かつ効率的な医療の提供 地域の医療需要に応じた病床機能の転換 24時間365日対応可能な在宅医療の提供
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療の適正受診に関する啓発 初期及び二次救急医療提供体制の充実 医療と連携した保健、福祉サービスの提供
大学・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 先端医療や新薬の研究開発 行政との連携による医療情報の提供や制度の啓発 県民や医療従事者からの相談に対する助言

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度	2026(平成38)年度	2021(平成33)年度	2026(平成38)年度	（目標設定の考え方）
●訪問看護ステーション設置数（人口10万人当たり）	3.3事業所 2011(平成23)	5.7事業所 2016(平成28)					
○救急搬送者の経年率 割合	48.4% 2011(平成23)	44.2% 2015(平成27)					
○調剤医療費におけるジエネリック医薬品の割合（数量ベース）	55.5% 2013(平成25)	72.8% 2016(平成28)					

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに目標候補として考えられるもの



訪問看護



リハビリテーション



県立中央病院 先端医療棟（2016(平成28)年9月竣工）



ドクターへり（2015(平成27)年8月運転開始）

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
政策目標	望ましい生活習慣の実践や適切な疾病対策などにより、県民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送り、健康寿命日本一を実現すること。

【現状と課題】

○ 本県の健康寿命（※1）は男性 70.95 歳、女性 74.76 歳で全国中位となっていますが、平均寿命との間に男性で 9 年、女性で 12 年ほど差があります。また、近年、がんや脳卒中、心疾患など生活习惯病の増大が大きな問題となっており、本県においても、生活习惯病で亡くなられる方が過半数を占めています。

【現状】 【健康寿命（HFS）の全国順位：男性 31 位 女性 14 位（1 位は男女ともに山梨県）】

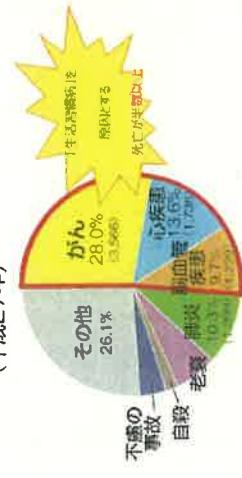
○ 生活習慣病の予防要因とされる食塩摂取量と身体活動量（歩数）については、全国平均を下回っています。また、目標値と比べても塩分は 2～3 g の過剰摂取、歩数は 2,000 歩（徒歩 20 分）が不足しています。また、野菜摂取量は、概ね全国平均であるものの、目標値（350 g=野菜料理小鉢約 70g × 5 皿）と比べ 70g（小鉢 1 皿程度）不足しています。

【富山県の食塩供収量、野菜摂取量、身体活動量（歩数）の状況（1 口あたり）（HFS）】

・食塩摂取量	〔現状〕 男性 11.0 g 女性 9.1 g 〔参考〕 〔目標〕 男性 9.0 g 女性 7.5 g
・野菜摂取量	〔現状〕 男性 29.4 g 女性 26.8 g 〔目標〕 350 g（男性、女性共通）
・身体活動量	〔現状〕 男性 7.185 歩 女性 6.056 歩 〔目標〕 〔目標〕 男性 9,000 歩 女性 8,500 歩

○ 本県の糖尿病による通院患者数は 10 年間で 1.4 万人増加しています。糖尿病は、人工透析が必要な状態まで重症化すると、患者の生活の質（QOL）が著しく低下するだけでなく、医療費の増大を招き、働く世代の負担増にもつながることから、糖尿病予備群に対する早期発見・早期治療（二次予防）の推進や糖尿病有病者に対する重症化予防対策に取り組む必要があります。また、歯周病は糖尿病悪化の原因の一つであり、その治療により血糖値が改善することが明らかになっています。

富山県の死因別死亡割合
(平成27年)



人口動態統計 確定数(厚生労働省)

【取組みの基本方向】

- 健康づくりを県民一人ひとりの個人の問題としてだけとらえるのではなく、職場や地域、家庭、学校など社会全体で健康づくりを推進する機運の醸成や、県民の健康づくりを支援する環境づくりを推進します。また、県民の塩分摂取の抑制や野菜摂取の推進などの食生活の改善、ウォーキング等の運動習慣の定着、十分な睡眠等による休養の確保など、「未病」（※2）改善にもつながる望ましい生活习惯・健康づくり（一次予防）を社会全体で推進します。

- 糖尿病有病者に対する重症化予防に加えて、糖尿病予備群に対する早期発見・早期治療（二次予防）を推進するとともに、糖尿病と歯周病の関係等を踏まえた健康寿命の延伸につながる歯と口腔の健康づくりを推進します。

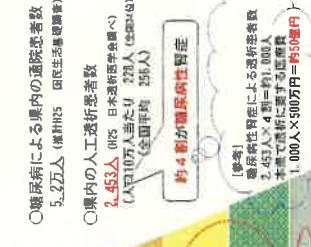
- 感染症の予防やまん延防止、難病に関する相談支援など、様々な疾病対策を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 健康寿命日本一に向けた機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体や医療保険者、行政等の連携による社会全体で健康づくりを推進する環境づくりの構築 ・「健康経営」（※3）の普及による働く世代の健康づくりの推進 ・県民一人ひとりが日常生活の中で生活習慣改善（食生活、運動習慣、休養など）の意識が高まるよう努力発活動の推進 ・先導的な取組みを行う企業の表彰など、健康づくりを支援する環境の整備 ・地域の担当局など県民の健康づくりのサポート拠点化に向けた取組みの推進 ・県は歩こう運動や県内プロスポーツチームと連携した健走イベント等による運動習慣の定着 ・減塩や野菜摂取の促進等に取り組む飲食店、スーパー、コンビニの導入の推進、栄養士や生活改善推進員（※4）と連携した県民への食生活改善普及活動の促進 ・「健康新合宿」の普及や市町村・保険者等と連携した特定健診・特定保健指導の計画的実施による生活習慣の改善 ・次世代インフラ等を活用した「健康ポイント制度」の導入による健診受診の促進や健診情報の提供など、ライフステージに応じた健康新合宿の取組みの推進 ・健診・医療・介護等のビックデータの活用や IoT・本県ものづくり技術の活用等による県内の疾病予防や健康管理の推進
2 生活習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜摂取量 ・身体活動量
3 糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の重症化を防ぐために向けた医療連携体制の整備 ・糖尿病ハイリスク者を対象とした保健指導を徹底する「富山県糖尿病重症化予防プログラム」（※5）の推進 ・生涯を通じた歯科疾患の予防等による歯科疾患の健康づくり
4 感染症など各種疾患病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の新興感染症に対する防疫体制の強化や、結核等の再興感染症などの予防対策、まん延防止対策の推進 ・難病患者や家族等に対する相談支援や情報提供等の充実



（参考）



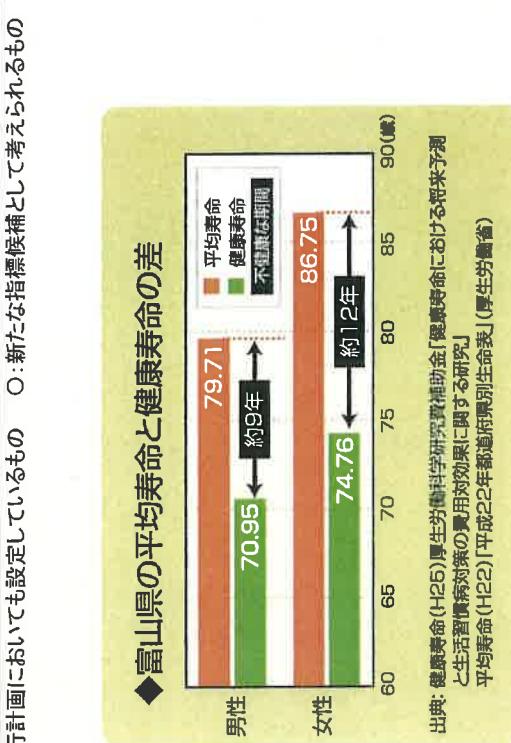
（参考）

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿		(目標設定の考え方)
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度	
● 健康寿命 日常生活における健康的な状態と病気との間を連續的に変化するもの	男性: 70.63歳 女性: 74.36歳 の平均	男性: 70.95歳 女性: 74.76歳 の平均			
○ 「とやま健康企業宣言」企業数 （富山県労働者健康促進協議会）とやま健康企業宣言に参加する企業数	111社 2016(平成28)	— 2013(平成25)			



[凡例] ●: 現行計画においても設定しているもの ○: 新たな指標候補として考えられるもの

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり活動の実践 ・健康に関する正しい知識の習得
医療保険者 (健康保険組合など)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な健診の受診 ・被保険者の健診情報の管理及び活用
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・各種疾患等の診療 ・地域医療の推進と保健との連携
企業・学校	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康経営」の実践 ・従業員、児童生徒の健康管理や健康教育の推進
ボランティア団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係団体等と連携した健康づくり ・地域の課題に応じた健康情報の提供、健康づくり活動の支援
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する知識の普及啓発 ・各種健診など各種保健事業の実施 ・市町村健康増進計画の評価

政策名	安心6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり
政策目標	ここでの健東に関する相談体制の充実や自殺防止総合対策、DV対策、犯罪被害者等支援の方策により、地域ごとの痛みに寄り添い、支える場がつくられること。

【現状と課題】

(○) 社会経済環境の複雑化に伴い、多くの人が、ストレスや心の悩みなどこころの健康の問題を抱えています。また、本県の自殺者数は、近年は減少傾向にありますが、自殺死亡率は全国水準より高い状態が続いています。

そのため、こころの健康に関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携した自殺防止総合対策を、より一層推進していくことが重要です。

【自殺の状況（平成28年）】
自殺者数：186人 自殺死亡率：17.7人（全国：16.8人）

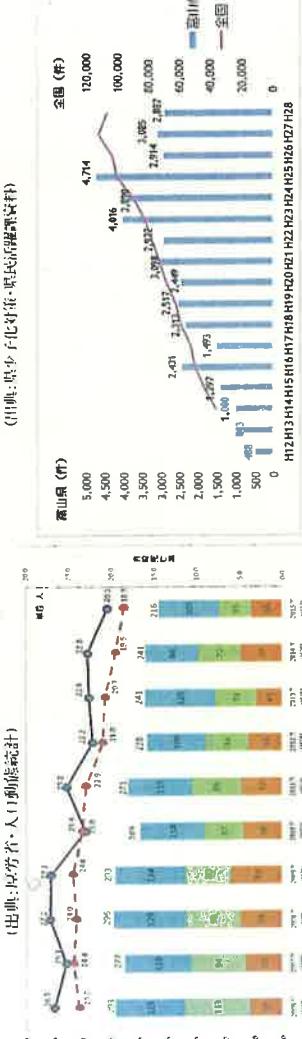
(○) 配偶者やパートナー（以下、「配偶者等」という。）からの暴力（DV）の相談件数は、平成14年のDV防止法全面施行時と比べると、依然として高い状態となっています。また、被害経験のある者は22.7%（4～5人に1人）（H26）、配偶者等への加害経験のある者は20.6%（5人に1人）（H26）となっています。

こうしたことから、DVの未然防止やDV被害者の早期発見から保護、自立までの切れ目がない支援など、DV対策を強化していく必要があります。

【DV相談件数 1,000件（H14年度DV防止法全面施行）】⇒ 2,887件（平成28年度）

(○) 犯罪や交通事故に巻き込まれた被害者やその家族等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も様々な困難に直面する二次被害に苦しめられています。このため、犯罪被害者等が置かれている状況に対する県民等の理解を深めるとともに、適切できめ細かい支援を途切れなく提供していくことが重要です。

【富山県の自殺者数・自殺死亡率の推移
(出所:厚生労省・人口動態統計)



※ 命名: 男女別・年齢別・性別別調査資料
例: 男女別・年齢別・性別別調査資料
出典: 厚生労省・人口動態統計
注記: 2017年は平成最終年であるため、2018年以降は「平成」ではなく「令和」へ。
黒字: 男女別・年齢別・性別別調査資料
赤字: 年齢別・性別別調査資料

【取組みの基本方向】

- 学校、職場、地域等と連携し、「心の健康センター」や「ひきこもり地域支援センター」（※1）などによるうつ病や依存症、ひきこもりなどのこころの健康に関する相談体制等の充実を図るとともに、自殺防止のための対策を市町村や相談機関、関係団体と連携して総合的に推進します。
- 配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指すため、関係機関等と連携しながら、配偶者等から暴力の未然防止の取組みや、DV被害者の早期発見から保護、自立に向けた切れ目のない支援など、効果的なDV対策を進めていきます。

- 県犯罪被害者等支援条例を踏まえ、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、犯罪や交通事故に巻き込まれた被害者等が置かれている状況等の県民等の理解増進や日常生活回復に向けた被害者等への支援体制の充実、被害者等を支援する人材の育成・確保を推進します。

【主な施策】

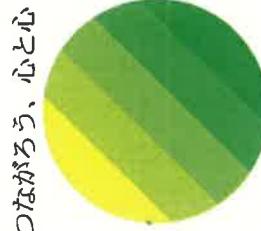
柱立て	施策
1 こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「心の健康センター」を中心とした、こころの健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり支援の強化、山梨防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備などによる支援体制の充実 ・精神障害者の生活実態やニーズを踏まえた、こころの健康づくりに資する施策の推進 ・市町村や相談機関、関係団体と連携した普及啓発や相談支援体制の充実、若者の自殺対策、企業等の取組みへの支援など、総合的な自殺防止対策の推進 ・若年層への教育・啓発などの、DV未然防止のための広報・啓発の推進 ・女性相談センターを中心としたDV被害者の相談・保護体制の強化や身近な地域での相談窓口と医療機関とのネットワーク機能の強化 ・富山県DV対策連絡協議会を通じた関係機関の連携強化や民間団体との協働などによる被害者の自殺支援体制の強化
2 配偶者等からの暴力（DV）のない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等を中心としたDV被害者の相談・保護体制の強化や身近な地域での相談窓口と医療機関とのネットワーク機能の強化 ・富山県DV対策連絡協議会を通じた関係機関の連携強化や民間団体との協働などによる被害者の自殺支援体制の強化
3 犯罪被害者等の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・事業者の理解促進のための市町村や関係機関、民間支援団体と連携した普及啓発の推進 ・市町村、相談機関、民間支援団体と連携した相談体制の充実、被害者等を支えることができる人材育成の推進 ・性犯罪・性暴力被害者のためのアンストップ支援センターの開設・運営

【注釈】

- ※ 1 ひきこもり地域支援センター ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、ひきこもりの状態にある本人や家族の相談に応じるとともに、ひきこもり支援コーディネーターを行い、地域における関係機関とのネットワークの構築やひきこもり対策に必要な情報を広く提供する、ひきこもり支援の拠点。富山県では心の健康センターに設置。

【県民等に期待する主な役割】

主体		期待する役割					
県民・事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・県民が、身近な人の心の悩みに気づき、必要な相談機関につなぐこと。 ・精神障害及び精神障害者に対する正しい理解を持つこと。 ・生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めよう努めること。 ・男女が互いの人権を尊重するとともに、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有し、県民一人ひとりがDVを身近な問題として捉えること。 ・犯罪被害者等支援について、被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、被害者等の名前や生活の平穀を害することがないよう十分に配慮すること。 ・自殺対策をはじめ、市町村が地域の実態を踏まえたところの健康づくりに関する対策を推進していくこと。 ・DV被害者支援に関する基本的な情報の提供や、被害者の状況や緊急度などに応じた的確な相談対応やサービスの提供等、身近な相談窓口としての継続的な支援。 ・犯罪被害者等支援について、各市町村の実態を踏まえた、地域レベルでの対策を推進すること。 	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度	2026(平成38)年度	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿 (目標設定の考え方)
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策をはじめ、民間団体においてきめ細やかなこころの健康づくりに関する対策を推進するとともに、自殺対策に理解を持つ人材(ゲートキーハー)が養成されること。 ・民間団体の有する豊富なノウハウやネットワークを十分に活かした相談、広報・啓発、被害者同行支援などのDV被害者の自立支援等の実施。 ・犯罪被害者等支援に関する専門的な知識と経験を活用し、犯罪被害者等支援を実施するとともに、県が行う犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めること。 	25.2人 人口10万人あたりの自殺者数	17.7人 2016(平成28)	50.7% 2007(平成19)	52.3% 2014(平成26)	[凡例]●:現行計画においても設定しているもの ○:新たに目標候補として考えられるもの
民間団体							「Touch hearts. (タッチハート)」は、心と心のつながりをイメージした富山県における自殺予防・防止のシンボルマーク・キャラクチャースペースです。



Touch hearts.

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度	2026(平成38)年度	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿 (目標設定の考え方)
●自殺死亡率 人口10万人あたりの自殺者数	25.2人 2011(平成23)	17.7人 2016(平成28)			
○配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度 県の男女間における暴力に関する調査において「配偶者等からの暴力について判断できる感覚を知っている」と答える人の割合			50.7% 2007(平成19)	52.3% 2014(平成26)	

「Touch hearts. (タッチハート)」は、心と心のつながりをイメージした富山県における自殺予防・防止のシンボルマーク・キャラクチャースペースです。

<展開目標1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心7 食の安全の確保、食育の推進
-----	-------------------

【取組みの基本方向】

政策目標	安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適切に入手することができる とともに、県民自らが「食」に関する知識と理解を深め、地場産食材を積極的に活用しながら、 健全な食生活を実践すること。
------	---

【現状と課題】

- 食品包装問題や食中毒などの食品事故の発生などにより、食品の安全性に関する県民の関心が高まっており、食品の適正表示等による安全で安心な食品の供給が一層求められています。このため、農林水産物の生産や食品製造等においては、適正農業管理（GAP）（※1）やHACCP（※2）の考え方に基づく衛生管理の徹底、適切な食品表示など、農産物の生産から食品の製造・流通・消費に至る全ての段階を通じた安全で高品質な県産品の生産・供給を進めることができます。

- また、直売所やインショップ（※3）における販売額が増加するなど、県民の地産地消への関心が高まっています。さらに、6次産業化の推進等による安全で安心な商品・サービスの開発や県産品の活用・購買気運の醸成など、生産及び消費の両面から地産地消を総合的に進めら必要があります。

【直売所等における販売額 2,441百万円】(H23) ⇒ 3,611百万円】(H28)

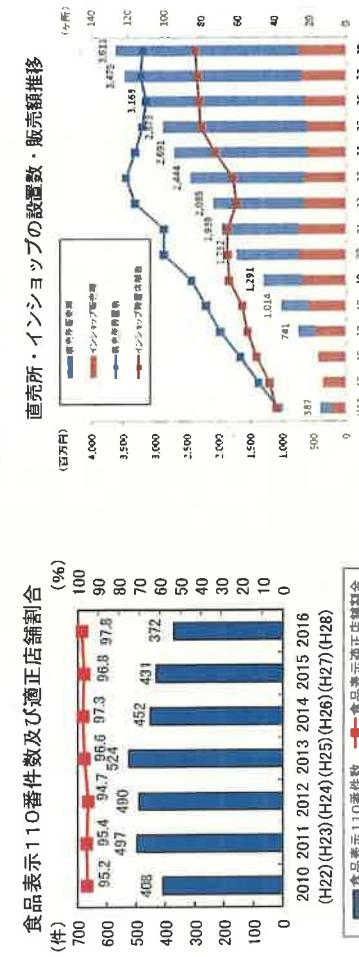
- 県民の食育に対する意識は全国と比べても高く、また、朝食を欠食する小学5年生と中学2年生は低い状況にありますが、さらには改善していく必要があります。
- 一方、カロリーや栄養バランスを考えて食事をする県民の割合が低いなど、食生活の乱れが見られることから、バランスのとれた食生活の普及や給食における県産食材の積極的な活用による食育の実践を進める必要があります。加えて、食べ物や自然環境を大切にする心を育み、食品口不削減につなげていくことも重要です。

【朝食を欠食する子どもの割合 小学5年 0.8% (H23) ⇒ 0.8% (H28)
中学2年 1.7% (H23) ⇒ 2.0% (H28)】

- 食品の安全性の確保を図るため、食の安全の情報発信、衛生管理の徹底、適正表示の指導など、生産から消費に至るまでの総合的な施策を推進します。
- 安全で安心な県産農林水産物・加工品の生産・供給体制の強化や県産品の活用・購買気運の醸成を図り、県民ぐるみの地産地消を推進します。
- 「富山型食生活（※4）」の実践などによる、ライフステージに応じた健康増進につながる食生活の実現、伝統的な食文化の継承、食の循環や環境を意識した食品ロス削減による正しい知識の普及啓発を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 食品の安全性に関する情報の発信	・ホームページを活用した情報提供や、講習会の開催などによる正しい知識の普及啓発 ・厚生センターや食品表示 110番などの窓口における消費者や業者等からの相談への対応
2 食品の安全性の確保と適正な表示の推進	・とやまGAP（※5）の普及と第三者認証GAP（※6）取得に向けた取組みの促進 ・農産物の放射性物質や残留農薬、食肉の検査など食品の安全確認体制の強化 ・食品製造施設や販売施設及びその事業者などへの衛生管理の指導強化と食品表示の監視・指導 ・研修会や個別相談会などの開催による中小の食品等事業者へのHACCP導入支援 ・衛生管理基準の見直し等に対応した安全で新鮮な食肉生産・流通体制の整備への支援
3 県民ぐるみの地産地消の推進	・学校給食における県産食材の活用に対する支援 ・直売所やインショップ、農家レストランの開設等の支援 ・地産地消「とやまの旬」応援団への登録や応援団員の地産地消活動に対する支援
4 富山の食に着目した食育の推進	・子供の望ましい食習慣形成に向けた、保育所・学校等における指導や家庭と連携した普及啓発 ・若者や子どもを対象とした保健指導会や農林漁業体験などによる、食に関する実体験の機会の提供 ・食育リーダー（※7）による研修会や食育関係団体の活動支援など、地域における食育活動の充実強化 ・家庭内で食材を無駄なく使い切り工夫等の普及による食品ロス削減の推進



<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

- (※1) **直面課題型 (G.A.Y)** 慢性生活において、安全な農作物の生産、環境の保全、農業者の安全確保等を実践し、持続的な農業生産活動をしていく取組み
- (※2) **HACCP** Hazard Analysis Critical Control Point (危害分析重要管理点) の頭文字をとったもの。食品製造(原材料)の受け入れから最終製品までの各工程において、衛生汚染や異物(ガラス片、金属片等)混入などの起因りうる事態をあらかじめ予測し、特に重要な工程を逐段的に監視することにより、食品の安全性を確保する衛生管理体制
- (※3) **インシヨウフ** 食品スーパー店舗での鮮度販売品コーナー
- (※4) **富山県食生活**
- (※5) **GAP** (よまさ GAP) 有機の農業生産活動において必要とされる規範に基づいた「富山県適正農業規範」を農業者や施設が継続的に実施していくこと
- (※6) **第五者認証 GAP** 取引先や消費者が直接確認できない生産工程における安全管理や持続可能な取組みを、「第三者(顧問)が審査して証明すること。JGAPやGLOBALG.A.Pなど
- (※7) **エリーダー** 食育関連分野について専門的な知識・技術を有し、その評及修養を担当役割を担っている者。関係機関、団体等が主催する講演、研修等に派遣され、講義や実技、点评を担当する者

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性・栄養に関する正しい知識の習得、食習慣の形成 ・地場産食品の購入と消費 ・郷土料理の伝承
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」に関する指導の推進 ・望ましい食習慣の形成 ・給食での地場産食材の活用 ・食堂等における健康に配慮した食事メニューの提供、地場産品の活用
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する正しい食生活の啓発 ・食堂等における健康に配慮した食事メニューの提供、地場産品の活用
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」に関する知識の普及啓発 ・「食」に関するボランティア等の地域活動に対する支援
農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な農林水産物の供給 ・適正農業管理、生産履歴管理の徹底 ・直売等による地産地消の推進
食品関連事業者 (流通販売業、外食業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な食品表示、HACCPによる衛生管理の徹底 ・健康に配慮した食事メニューの提供 ・地場産品の積極的な販売・活用

【県民参考指標候補案 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿	
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度
●児童生徒の朝食欠食割合				
・小学校5年生	小5:0.8%	小5:0.8%		
・中学校2年生	中2:1.7%	中2:2.0%		
	2011(平成23)	2016(平成28)		
●栄養バランスの改善度合				
・脂肪分からの摂取エネルギー比率	28.0%	28.3%		
20歳代	26.6%	27.1%		
30歳代	27.5.1g			
・野菜摂取量(1日)	294.9g			
・食糧摂取量(1日)	男性: 12.2g 女性: 10.5g	男性: 11.0g 女性: 9.1g		
	2010(平成22)	2016(平成28) (推計)		

上記以外に、食育に関する指標として、「食品ロスの認知度、取組み割合」といったものが考えられる。
※富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議においても検討中

【凡例】●:現行計画においても設定しているもの ○:新たな指標候補として考えられるもの



若者向け男性料理教室

栄養教諭による食育授業

政策名	安心8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
政策目標	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるように、地域ぐるみで支え合う「地域共生社会」の形成

【現状と課題】

(○) 今後、高齢化の進展に加え、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯の増加などが見込まれる中、医療や介護が必要になつても住み慣れた地域で暮らしありたいという県民ニーズは高く、それを支えるサービスや地域で安心して生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

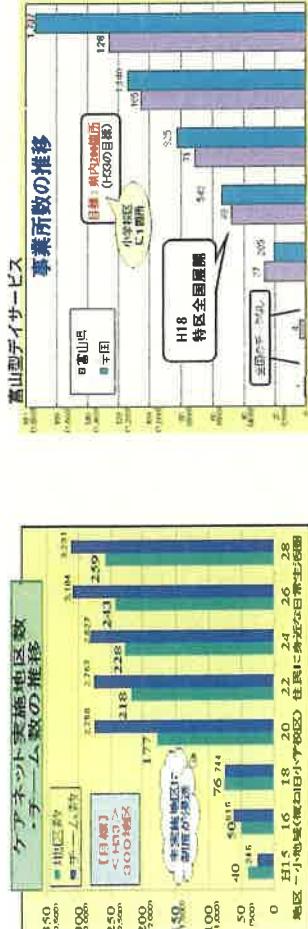
このため、本県では、高齢者や障害者等が住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みが進められていますが、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域によって異なる高齢化の状況など、それまでの地域の実情に合わせて、地域包括ケアシステムを深化させていくことが必要です。

(○) 介護が必要になつても住み慣れた地域での生活を希望 73.0%(H25: 66.3%)(H27 県政世論調査より)

(○) また、少子高齢化や核家族化などの社会環境の変化に伴い、家族で担われてきた介護や子育ての機能が弱体化していきますが、高齢者、障害者、子ども等を家庭的な雰囲気でケアする富山型デイサービス(※1)や地域住民が相互に支え合い支援を行うケアネット活動(※2)の充実などが図られています。

(○) 国では、平成28年7月、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(本部長:厚生労働大臣)が設置され「地域共生社会」の実現に向けた検討が行われるとともに、平成29年5月には、富山型デイサービスをモデルのひとつとして、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする「共生型サービス」(※3)が創設されました。

(○) こうした中、ケアネット活動や富山型デイサービスなどの充実により、支援を要する高齢者や障害者、子ども等を地域ぐるみで支え合うとともに、住民の様々な生活課題(育児・介護・障害等)に対応し包括的な支援を行う「地域共生社会」の形成が重要となっています。



【取組みの基本方向】

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域ぐるみで支えられ、地域ぐるみで生活支援が切れ目なく提供され、地域ぐるみで支え合う「地域包括ケアシステム」の深化に向け、総合的な取組みを進めています。
- さらに、子ども、高齢者、障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、県民の福祉に対する意識を高め、地域住民誰もが各自の状況に応じた役割を持つて、お互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、住民の様々な生活課題に対応し包括的な支援を行うことにより、「地域共生社会」の形成を目指します。

【主な施策】

	柱立て	施策
1 地域包括ケアシステムの深化	・県民の福社の開催などによる県民の理解の促進、意識啓発の推進 ・地域包括ケア活動実践団体の募集・登録、実践頻度などによる普及啓発の推進、地域活動の促進 ・市町村の開催する地域ケア会議(※4)の機能強化や住宅医療・介護連携推進への支援	
2 県民の福祉意識の高揚や地域の福祉活動を担う人材の育成	・小学生と高齢者等のふれあい交流会や一般向け介護・福祉講座の開催など、福祉に関する啓発活動の推進 ・学校におけるボランティア体験学習の実施など、学校教育における福祉教育のが実現 ・地域住民に最も身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員(※5)の資質向上及びその活動への支援	
3 地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進	・ケアンネット活動の地域リーダー、市町村社会福祉協議会職員など地域における福祉活動の担いとなる人材の育成 ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携した、ケアンネット活動等による地域福祉活動の推進 ・富山型デイサービス(共生型サービス)の充実・発展とこれを支える人材の育成 ・「とやま地域共生型福祉推進特区」(※6)を活用した福祉の先駆的取組みの実施 ・地域包括支援センター(※7)など地域における包括的な相談支援体制の充実への支援	
4 生活環境のバリアフリーの推進	・「共生型包括ケアネット」(仮称)の構築による、育児・介護・貧困等の様々な課題に対応できる包括的支援体制の整備 ・地域の支え合い体制を推進する、生活支援コーディネーター(※8)やコミュニティ・ソーシャルワーカー(※9)などの育成 ・歩道の段差解消や規制障害物説明用ブロックの整備、公共交通施設等のバリアフリー化など、生活行動空間のバリアフリーの推進 ・高齢者や障害者を対象とする住宅改修の助成や高齢者向け賃貸住宅の建設に対する助成など、住宅環境等のバリアフリーの推進 ・障害者等の社会参加促進のため、情報通信技術の活用や情報提供機能の充実等による情報のバリアフリーの推進 ・高齢者や障害者など誰もが気軽に利用ができるユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・産官と利用者との連携・協力による福祉機器に関する研究開発の推進	

【注釈】

(※1) 富山型デイサービス 年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域において、安心・安全な利用のもので、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービス。

(※2) ケアネット活動 手元からし高齢者や障害者の地域の要支援者一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りやおかけ、買物代行等の個別支援を行う活動。

(※3) 「生型サービス」 介護保険または障害福祉のいせかわの指定を受けた事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくすくすくおもいの「富山型デイサービス」のひとつ。サービスの特徴や規制については、平成30年の介護・障害福祉改定において対応が行われる。

(※4) 地域ケア会議 地域包括ケアシステムの実現に向けた下法として、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とした会議。具体的には、医療・介護等の多職種の協働による高齢者の個別課題の支援を並びに地域課題を解決するための社会基盤の整備を図るものの。

(※5) 「生型支援・児童養育」 幼稚園児から看護され、小学校の児童において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の専門に専門の方々。身分は掛職の地方公務員とされ、民作委員や児童委員を兼ねるものとされている。

(※6) とやま地域共生型福利厚生年金制度 平成23年1月始まり。小規模な富山型デイサービス事業所を福利厚生年金の馬とすることにより、住み慣れた地域における障害者の日常生活の馬や、福祉の機会を確保、障害者の多様な働き方を活用することにより、障害者の就労の馬を確保するとともに、就労への移行が可能な環境づくりを推進する。

(※7) 地域包括支援センター 地域住民の心身の健康の保険及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の機能を包括的に支援することを目的とした施設。①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③精神科連携、④包括的・継続的・連続的ケアマネジメント支援等を地域において一括的に実施する役割を中心的機能。

(※8) 生活支援コーディネーター 地域で生活するうえで支援が必要な高齢者に対して、生活支援の手の施術や、不足する地域資源の開発、関係機関のネットワークなどを構築する者

(※9) コミュニティ・リーシャルワーカー 地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係などを本人を取り巻く環境を重視した援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との関係を調整する、社会福祉に関する地城を任した専門職

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する知識の積極的な習得 ・各自の状況に応じた地域福祉活動への主体的・積極的な参加
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の策定 ・地域における福祉の担い手の育成 ・地域住民・NPO等による福祉活動に対する支援
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や在宅介護など多様な質の高い福祉サービスの提供 ・福祉サービスの情報提供や地域との連携 ・地域福祉の担い手であるサービス従事者の質の向上
NPO・ボランティア 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の具体的な福祉課題への対応

【県民参考指標候補案 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度	
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度
●ケアネット活動の取組み地区数	218 地区 2011(平成23)	259 地区 2016(平成28)		
●富山型デイサービス施設設置数	86 施設 2011(平成23)	126 施設 2016(平成28)		

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たな指標候補として考えられるもの



特別養護老人ホームでの、お年寄りと高校生とのふれあい
(見守り・声かけ活動)



富山型デイサービス
(お年寄りと子どものふれあい)

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名	安心⑨ 保健・医療・福祉の切れ目のない支援
政策目標	県民誰もが、保健・医療・福祉の切れ目のない支援や利用者の立場に立った質の高い介護サービス等が受けられるること。

【現状と課題】

- 医療の進歩などにより、治療を受けながらも在宅療養が可能となっていましたが、患者やその家族は、在宅生活の中では医療だけでなく介護、就労など様々な課題を抱えています。

本県では、医療と介護の連携を進めため、入院医療機関の職員とケアマネージャーの情報共有を促す入退院時の連携ルールを平成27年度までに、全医療圏で策定し、医療サービスと介護サービスが切れ目なく提供できる体制整備を進めていますが、今後も、退院時の連携ルールの利便促進などによる、多職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、栄養士、リハビリ職員、歯科衛生士、医療ソーシャルワーカー、介護職員など）連携の推進が重要です。
〔要介護高齢者が出院する際に病院から介護支援専門員に事前に情報提供があった割合 H24.59.5% → H26.7% → H27.73.1%（厚生省）リレーション支援センター調査（各年度1ヶ月分の実績を調査。H25は未実施）〕

○ 患者等からの相談や支援を行う相談支援機関については、難病相談・支援センター、がん総合相談センター、若年性認知症相談・支援センターなど保健・医療・福祉の各分野において整備が進めてきていますが、今後も、こうした相談体制の充実やこれを支える多様な医療・福祉人材の養成・確保、各機関の連携強化など、保健・医療・福祉の切れ目のない支援体制の強化が必要となっています。

- また、福祉サービスの利用者が増加するなかで、利用者の立場に立った質の高い介護・障害福祉サービスの提供や利用者保護の充実が求められています。

【主な相談窓口の相談実績等】

名称	開設年月	相談件数(延)	委託先
富山県難病相談・支援センター	H16.10	2,055件(H26) 2,970件(H27) 2,874件(H28)	富山県社会福祉協議会
富山県がん総合相談支援センター	H25.9	1,002件(H26) 979件(H27) 1,006件(H28)	富山県社会福祉協議会
富山県若年性認知症相談・支援センター	H28.7	140件(H28)	富山県社会福祉協議会

【取組みの基本方向】

- 医療や介護に関する多職種によるチームケアにより、急性期の医療から在宅医療・介護までの一連のサービスが切れ目なく提供できる体制の確保や、市町村が関係機関や関係団体と連携しながら取り組む在宅医療・介護連携の推進体制の構築に向けて支援を行います。
- 各相談支援機関における、医療、介護、福祉、就労等の相談体制の強化を図るとともに、患者や家族への支援の充実を図ります。また、こうした相談支援体制を支える多様な医療・福祉人材を養成・確保するとともに、人材の質の向上に努めます。

- 個々の利用者のニーズに応じた質の高い福祉サービスを確保するとともに、利用者保護の充実を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・退院調整ルール（※1）の普及など、在宅医療・介護を支える関係者の相互理解を促進する仕組みづくり ・医療機関・介護支援専門員の連携強化、脳卒中・がんなどにおける地域連携ワーク基盤整備への支援 ・次世代型ICTシステムを活用した地域医療・介護連携の情報共有・ネットワーク ・市町村による在宅療養を支える多様な生活支援サービス等の体制整備の支援 ・開業医等の連携・グループ化の支援、訪問看護ステーション（※3）の機能強化 ・地域格差型による高齢者介護サービス事業所の整備促進
2 相談支援体制の充実や確保	<ul style="list-style-type: none"> ・患者や家族らが治療や療養を選択できるために必要な情報提供体制の構築やハローワーク等の関係機関との連携の推進 ・患者の不安や悩みを解消し支援するためのピアサポートセンター（※4）の整備やピアサポート活動の推進 ・患者等に寄り添うことができる高度な知識・技術と豊かな人間性を備えた専門的な医療・福祉人材の養成・確保

- 判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情の解決など、利用者の立場に立ったサービス提供体制の充実
- 福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資する、福祉サービス第三者評価制度（※5）の推進
- 判断能力が不十分な本人に代わって重要な法律行為等を行う成年後見制度等の利用促進

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

【注釈】

- (※1) **巡回調整ルール** 要介護状態の方が安心して地域で暮らし続けるための連携の手順。
【支援専門員】とのつながり引き継ぎを行ったもの。
- (※2) **地域連携クリティカルパス** 診療にあらかじめ患者に從事し、説明することにより、患者が入院から退院後の生活が受けた地域での療養までの、安心して医療を受けることができるようにするもの。
- (※3) **訪問看護ステーション** 病院や障害を持つ人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活への訪問し、療養上の世話又は必要な診療の協助を行う事業所
- (※4) **ヒアサボーター** “事業者やその家族が、ヒア（仲間）として、同じ問題を抱える人の悩みや不安などを共有し、共に考える（サポート）を行うもの。”
- (※5) **協議サービス第三者評価制度** 事業者が自らが事業の運営方法やサービスの提供方法などにおける問題を把握し、その改善を図るために、公正・中立な第三者評価機関が中立的かつ客観的な立場からサービスを評価する制度。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や障害についての正しい理解 ・ヒアサポート活動など、支え活動への参加
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する相談窓口等の周知 ・相談内容に応じた関係機関との連携 ・在宅医療・介護連携の積極的な推進 ・地域密着型の介護サービス基盤の整備
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの相談内容に応じた関係機関との連携 ・利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供 ・在宅医療機関等との連携 ・職員の専門知識や技能取得に対する支援
医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・患者等からの相談内容に応じた関係機関との連携 ・在宅医療・看護サービスの提供 ・在宅介護事業者等との連携 ・職員の専門知識や技能取得に対する支援

【県民参考指標候補案 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021[※3]	2026[※3]	2026[※3]年度の姿
			年度	年度	(目標設定の考え方)
●日常生活自立支援事業契約件数(65歳以上人口1,000人あたり)	1.1件 2011[※3]	1.5件 2016[※3]	1.5件 2016[※3]	1.5件 2026[※3]	認知症高齢者など判断能力が不十分な方に對し、福祉サービスを利用した実績件数
○がんピアサポート数	—	71名 2016[※3]	—	—	がん総合相談支援センターに登録されている皆
○難病ピアサポート数	16名 2011[※3]	39名 2016[※3]	—	—	難病相談・支援センターに登録されている皆

【凡例】●:現行計画においても設定しているもの ○:新たな指標候補として考えられるもの



がん総合相談支援センター(患者やニアサポート等の交流)



入退院時連携ルール策定時の協議の場

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名 安心10 介護・福祉人材の確保のための環境整備

政策目標 地域の介護・福祉サービスを担う人材が養成・確保されるとともに、処遇・職場環境の整備により、職場への定着が図られていること。

【現状と課題】

○ 高齢化の進展に伴い、介護・福祉のニーズは高まっており、介護・福祉サービスを担う人材の確保が課題となっています。このような中、県内の介護職員数については、概ね順調に増加していますが、今後の需要推計では、2025年(平成37年)までにさらに約5,000人の確保が必要とされています。

○ そのため、介護に対する苦い頃からの中高年齢者など多様な介護人材の掘り起こし、処遇改善、キャリアパス(※1)の整備等による職場環境を整備するとともに、質の高い介護・福祉サービスの提供に向けた人材の質の向上が重要です。

○ 保育所等に勤務する保育士数が増加していることにより、本県の保育所入所待機児童はゼロを維持していますが、近年、特別保育に取り組む保育所等や、低年齢児の年度途中入所等のニーズの増加に伴い、年度途中で必要となる保育士数が増えており、多様な保育ニーズに対応するため、即戦力となりうる潜在保育士の掘り起こしや処遇改善、保育士が働き続けられる職場環境の整備が重要です。

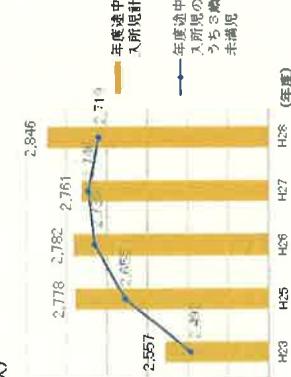
■ 2025年までに5千人必要
(H37(2025年))21,721人 対象概算



○介護職員の推移 (H22～H27)						
	H22	H23	H24	H25	H26	
病児病後児保育	13,213	13,840	14,649	15,296	15,972	16,740
延長保育	(厚生労働省推計)	(H22→H27(5年間))	+3,523人	152か所	203か所	215か所



保育所等における年度途中入所児の状況
(人)



○病児病後児保育・延長保育実施施設の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
病児病後児保育	7か所	34か所	76か所	124か所			
延長保育	152か所	203か所	215か所	231か所			

(「ども支援課調べ」)

【取組みの基本方向】

- 若者や中高年齢者等を対象とした介護の魅力のPRに努めるとともに、多様な人材が介護・福祉分野に参入しやすくなるよう取組みを進めています。また、介護福祉士等を目指す学生への支援や、介護職場に働く職員の資質向上に向けた研修の充実などにより、介護人材の育成・確保を図っていきます。
- 介護分野への新規就業、再就業を希望する者が、介護職場にスムーズに就業できるための支援を行うとともに、キャリアバス(※1)の整備や介護口ボットの導入等による処遇や職場環境の改善に向けた取組みへの支援を行ななど、職員の介護職場への定着を促します。
- 安心して保育所等に預けることができるよう、保育士等のキャリアアップの仕組みの構築や処遇の改善、職場環境の整備による現役保育士等の離職の防止や、潜在保育士の掘り起こしなどにより、保育士等の確保を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進	・社会に学ぶ『14歳の挑戦』や中高生への川前講座、高校生の介護体験学習、インターネットシップ等による、小中高校や介護福祉士養成校、福祉施設等と連携した若者の参入促進 ・「介護の日」(※2)キャンベーンイベントや福祉・介護フォーラム等の開催、TVコマーシャルなどによる介護の魅力のPR ・介護人材のすそ野を広げるため介護サポート(助手)やボランティア等の養成
2 介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進	・介護福祉士(※3)及び社会福祉資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付など、介護・福祉の担い手の育成支援 ・介護職員を対象とした研修の充実や研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上への推進
3 就業支援など人材確保の推進	・県福祉カレッジ等における福祉施設職員研修やホームヘルパー、介護支援専門員、障害福祉サービスの相談支援従事者等の資質向上を図るために研修の充実 ・保健健康・福祉人材センター(※5)における専門員配置によるマッチング強化や福祉職場説明会の開催等による、介護・福祉に従事または併從事しようとする者の支援 ・離職介護職員の即就職時の必要費用の貸付など、中就職の促進
4 処遇・職場環境の改善等による介護職場の定着支援	・介護事業所等におけるキャリアパス整備の支援など、職員の処遇改善の促進 ・ICT・介護ロボット等の導入支援や就用環境改善による職員の負担軽減や職場の環境改善 ・介護現場でんばつている中堅職員表彰や新任職員の合同入職式等による職員の職場定着支援

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

5 保育士等の人材確保と就業継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等のキャリアアップのための研修の実施、職員の処遇改善の促進 ・中高齢者介護費支給制度の充実、周知など、潜在保育士の掘り起しこしや就労支援による保育士等の確保 ・保育士・保育所支援センターにおける現役保育士からの悩みごと相談の対応など、離職防止等定着対策の推進
---------------------	---

【注釈】

(※1) キャリアパス 麗江のキャリア形成の道筋や雇用・条件を明確化し、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を図るとともに、人材の育成を図る制度。

(※2) 介護の[[1]] 11月11日。平成20年、厚生労働省において「介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合い、や交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に因し、同様への終発を重視的に実施するための[[1]]として制定。

(※3) 介護福祉士「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた、介護実務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、その状況に応じた介護を行うことや、介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする人。

(※4) 研修評議会 平成19年の社会福利士及び介護福祉士法改正により、実務経験3年以上の者に対する介護福祉士の国家試験の受験要件として「当該研修を修了していることが追加された。平成28年度の国家試験から適用。

(※5) 富山県健康福祉入村センター 社会福祉法に基づく富山県保育士人材センターとして、平成3年7月に県社会福祉協議会に設置。福能人材無料講習会をはじめ、福祉職場見学会や講習会の開催、福祉人材確保や定着に関する様々な事業を実施。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉意識の醸成 ・介護施設や保育所などでボランティア等への積極的な参加
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関と連携した人材確保に対する支援
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上に向けた内部研修の実施や外部研修への参加 ・キャリアパスの整備等を通じた処遇の改善 ・魅力ある職場環境の整備 ・イメージアップのための積極的な情報発信

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度	2026(平成38)年度	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿 (目標設定の考え方)
○県内における介護福祉士の登録者数	10,701人 2011(平成23)	14,977人 2016(平成28)			
○保育所等に勤務する保育士数					
○もも湖及び保育所型認定こども園に勤務する保育士及び保育教諭の数	4,618人 2011(平成23)	5,170人 2015(平成27)			

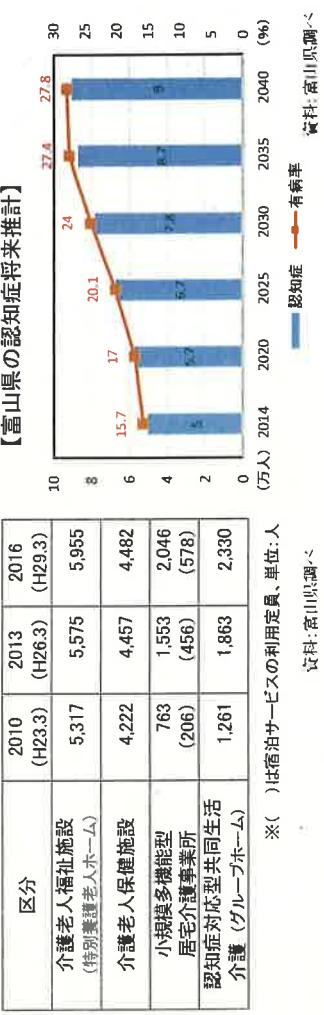
[凡例]●:現行計画においても設定しているもの ○:新たな指標候補として考えられるもの



福祉・介護の現場で活躍する職員

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

【県内の介護サービス基盤の整備状況(定員)】



【取組みの基本方向】

- 高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯であつても住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進します。
- 要介護者の状態や地域の状況に応じた介護サービスに加え、中重度の要介護者や認知症高齢者との家族を支えるため、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスを充実します。
- 地域全体で認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、認知症の人への支援や認知症の医療・介護体制の整備、関係機関の連携を推進するなど、認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、認知症の人への支援を図ります。
- 高齢者の虐待防止対策の推進を図るとともに、成年後見制度の活用の促進などにより、高齢者の権利擁護体制を整備します。

【主な施策】

	柱立て	施策
1 介護予防と生 活支援サービス の充実	・地域ケア会議(※2)の推進など、自立支援・重度化防止に向けた市町村の取組み ・介護予防・生活支援サービスの体制整備のための市町村の取組みへの支援 ・住民主体の介護予防の通いの場など、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの確保に向けた市町村の取組みへの支援	
2 在宅と施設の バランスのとれ た介護サービス の充実	・小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所の整備促進 ・特別差遣老人ホームや介護医療院(※3)等の介護保険施設の整備及びユニット化(※4)の促進 ・市町村が行う家族介護や住宅改善に対する支援の充実	
3 認知症施策の 推進	・認知症サポーター(※5)の養成など、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進、地域での見守り体制の整備 ・認知症疾患医療センター(※6)等の整備充実など、医療と介護との連携促進 ・医療従事者の認知症対応力の向上や認知症介護の専門的材の養成など、認知症ケアの質の向上 ・若年性認知症の人の居場所づくりや就労・社会参加への支援、専門相談体制等の充実	

【現状と課題】

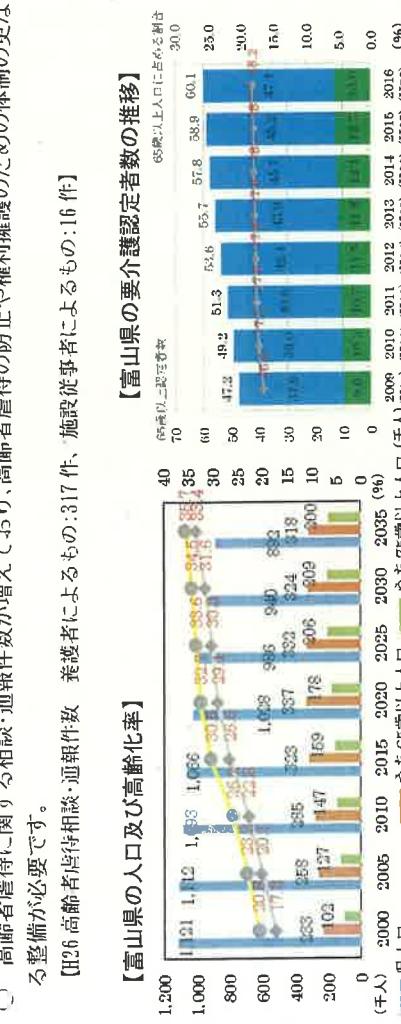
○ 本県の高齢化率は全国平均より高く、今後、65歳以上人口は2020年頃まで、75歳以上人口は2030年頃まで増加すると見込まれています。また、高齢者の増加に伴い、介護サービスを受ける人も年々増えていますが、できる限り要介護状態にならないようにするために、介護が必要な状態となってもその悪化をできる限り防ぎ、更には軽減を目指すことが大切です。このため、高齢者が自宅や地域で自立した生活を続けるよう、身近な地域における生活支援体制の整備や効果的な介護予防の推進が求められています。

○ 本県では、介護保険施設の整備を計画的に進められており、全国に比べ高い整備率となっていますが、特別養老人ホームの待機者数は横ばいで推移するなど、施設への入所希望が強い状況にあります。一方、多くの県民が、介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で暮らししたいと考えていることから、在宅サービスの充実を図るとともに、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備を着実に進めなるなど、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実が求められています。

○ 認知症高齢者は今後も増加することが見込まれており、地域全体で認知症の人の生活を支えていくことができるよう、認知症を正しく理解するための普及啓発、早期発見・早期対応、医療・介護体制の整備等の総合的な認知症施策を推進することが求められています。また、現役世代で発症する若年性認知症(※1)の人には、就労継続などといった、高齢者とは異なる問題があります。整備が必要です。

[出26]高齢者虐待相談・通報件数 看護者によるもの:317件、施設従事者によるもの:16件]

【富山県の要介護認定者数の推移】



<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

4 権利擁護の推進と相談支援体制の整備	・市町村・地域包括支援センターの相談機能の充実など、市町村の高齢者虐待の早期発見の取組みへの支援 ・成年（市民）後見制度の普及啓発 ・介護サービス事業者等に対する高齢者虐待防止のための研修等の実施
---------------------	--

【注釈】

- (注1) **青年性認知症** 65歳未満で発症する認知症のこと。
- (注2) **地域ケア会議** 地域包括ケアシステムの実現に向けた下法として、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とした会議。具体的には、医療・介護等の多職種の協働による高齢者の個別の問題の把握と並びに地域課題を解決するための社会基盤の整備を図るもの。
- (注3) **介護保険制度** 平成20年の介護保険法の改正により創設された介護保険施設（平成30年度施行）、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のための「日常生活管理費」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活機能」としての機能とを兼ね備えた施設
- (注4) **ユニット化** 少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うため、特別養護老人ホームなどの居室をいくつかのグループに分けて、それぞれを一つの生活単位すること。
- (注5) **認知症サポートセンター** 認知症について詳しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る専門員のこと（認知症サポートセンター実講習を修了した人）。
- (注6) **認知症専門相談センター** 認知症の運営から鑑別診断や、行動・心理症状（BPSD）と身体合併症に対する急性期治療、専門医連携、開催会員との連携、研修会の開催等の役割を担う専門性強調

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	目標年	現況	2021(平成33)年度	2026(平成38)年度	（目標設定の考え方）
●小規模多機能型住宅 介護事業所数	52か所 2011(平成23)	81か所 2016(平成28)			
●特別養護老人ホーム の待機者数			2,034人 2011(平成23)	1,813人 2016(平成28)	介護保険施設以外から要介護3级以上の申込者で、介護支援専門員など第三者が人材の必要性を認めている者の数
○認知症サポートセンター講習修了者数	38,219人 2011(平成23)	94,360人 2016(平成28)			

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに指標候補として考えられるもの

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや介護予防の取組み ・認知症等に対する理解の促進
NPO・ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援・介護予防サービスの提供 ・介護予防や認知症等に関する普及啓発 ・一人暮らし高齢者等への支援 ・地域の高齢者等に対する健康づくり支援や見守り活動への参加
福祉・医療・介護サービス事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場に立った質の高いサービスの提供 ・地域福祉活動への協力や技術的支援 ・在宅医療・介護の推進に向けた連携の強化
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や家族等に対する相談・支援の強化 ・高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減などに向けた積極的な取組みとケアマネジメントの強化 ・地域密着型の介護サービス基盤の整備 ・介護保険制度の公平かつ効率的な運営

認知症の人を社会全体で支える

○介護サービスだけでなく、地域の自助・互助を最大限活用する。



関係団体や民間企業などの協力も得て、社会全体で認知症の人々を支える社会を構築していく

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福社の推進>

政策名	安心12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
政策目標	障害の有無にかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う社会が実現していること。

【現状と課題】

(○) 平成28年4月に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例(いわゆる「障害者差別解消法」)及び「障害のある人の人権を尊重する法律(いわゆる「障害者差別解消法」)」が施行されました。そのため、障害者の人権や尊厳を守るために、障害を理由とする差別の解消(不利益な取扱いの禁止・合理的配慮の提供)や虐待防止の取組みを進めています。

【障害者差別があると思う人の割合(あると思う+少しはあると思う)】

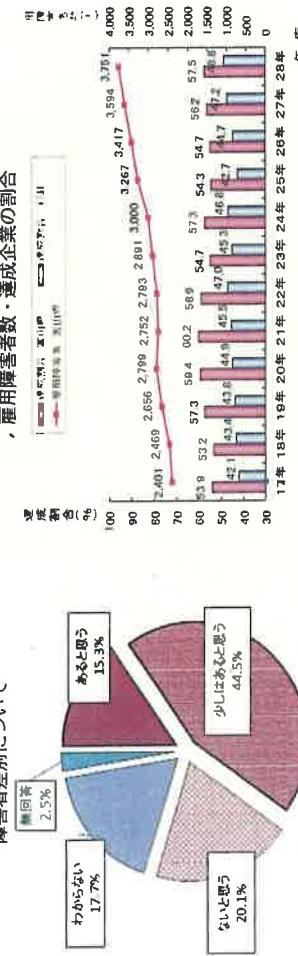
身体 : 72.8% (H23) ⇒ 77.4% (H28)	知的 : 8.6% (H23) ⇒ 9.8% (H28)	〔厚生労働省調査〕
精神 : 42.9% (H23) ⇒ 45.5% (H26)	〔厚生労働省調査〕	

(○) 本県では、雇用障害者数は年々増加しており、障害者の法定雇用率を達成している企業の割合は全国平均を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していません。平成30年度からは、障害者法定雇用率に精神障害者が加えられ、法定雇用率も引き上げられます。また、就労支援事業所で働く障害者の工賃月額の県平均は、14,740円(平成27年)と増加してきていますが、依然として低い水準にあり、就労機会の拡大と工賃水準の向上など障害者の雇用・就労の促進が課題となっています。

【障害者法定雇用率 : 54.7% (H23) ⇒ 57.5% (H28)】

【障害者法定雇用率 : 2.0% (H25) ⇒ 2.2% (H30) ⇒ 2.3% (H33.4迄に更に引き上げ)】

障害者差別について



出典：平成28年県政世論調査

【取組みの基本方向】

- 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例等に基づき、障害を理由とする差別の解消や虐待防止など、障害者の権利擁護の取組みを推進します。
- 発達障害、高次脳機能障害(※1)、難病など様々な障害に対し、身近な地域においてライフステージに対応したきめ細かな支援を充実します。

(○) 多くの障害者が企業等に就職し、職場に定着できるよう、関係機関との連携による障害者の就業機会の拡大や職場定着への支援を促進します。また、企業等に雇用されることが困難な障害者の福祉的就労の充実と、多様な就労の場の確保等による工賃水準向上を促進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 障害に対する理解と権利擁護の推進	・差別に関する相談体制の充実や障害特性に対する理解の普及啓発など、差別解消に向けた取組みの推進 ・県障害者福利擁護センターでの相談対応や関係機関の連携による虐待防止の推進
2 発達障害など多様な障害に対する対応	・医師や事業所等を対象とした研修や家族への支援など、発達障害への対応力の向上及び医療・福祉・教育等関係機関の連携強化 ・発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病相談・支援センターと関係機関が連携した、きめ細かな相談・支援機能の強化 ・保育に特別な配慮を必要とする子どもに対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修の実施 ・特別支援教育支援員、巡回指導員の活用を図るなど、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍する小・中・高等学校を支援する仕組みの整備・充実
3 障害者の雇用・就労の促進	・障害の態様に応じた職業訓練の実施や企業に対する障害者雇用施策の周知 ・障害者就業・生活支援センターと関係機関が連携した、福祉的就労から一般就労への移行の促進 ・企業の障害者雇用と職場定着促進に向け、社会福祉法人等や企業におけるや企業におけるジョブコーチ(※2)拡大への支援の充実 ・企業における障害者雇用の拡大のため、特例子会社(※3)の設立や企業内での専用部署の設置に必要な環境整備への支援 ・特別支援学校就労コーディネーターの配置など、高等特別支援学校等での就労支援の充実 ・特区制度を活用した富山型デイサービス事業所における障害者就労支援の促進 ・就労支援事業所の自主製品の販売促進、農福連携(※2)など新たな就労分野の開拓による工賃向上支援の充実

<展開目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

【注釈】

- (※1) 障害者属性別出頭部外傷、脳血管疾患等による脳の出血の発症として生じる、認知障害、注意力障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害。これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる場合がある。
- (※2) **ショブコーチ** 障害者の職場適応が円滑に行われるることを目的として、地盤障害者就業センターが運営する支援計画に基づき、同の認定講習を受けたショブコーチが無料で職場に向派出向き。障害者本人や事業主に対し、作業遂行や就労内のコミュニケーション向上、職場内マナーの設定に関する助言を行うもの。地盤障害者就業センターに勤務する配置型ショブコーチ、社会福祉法人などに勤務する企業員(就業型)ショブコーチの3種類がある。
- (※3) **特園子会社** 障害者の雇用の促進と雇用の安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をしたうえで会社を設立した場合は、一定の要件の下に特園子会社に転用されることにより、障害者の「賃水準の向上」や働く場の確保、収入の不足の解消などを図ろうとするもの。
- (※4) **農耕活動** 農業分野での障害者の就労を支援することにより、障害者の「賃水準の向上」や働く場の確保、収入の不足の解消などを図ろうとするもの。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・障害及び障害のある人の理解 ・障害者虐待等の早期発見 ・障害者の地域生活への支援 ・障害者雇用への理解の促進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する総合的な支援 ・相談支援体制の整備・充実 ・地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進
障害者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性や障害により必要となる援助や配慮の周知・啓発 ・当事者間、家族間の連携
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の状況に応じた適切なサービスの提供 ・サービス情報の提供
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医療機関等と連携した支援
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別を解消するための教育の推進 ・児童障害を含む障害のある児童生徒への支援 ・障害のある子どもにも合った指導法等の検討と適切な合理的配慮の提供
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする不利益な取扱いの禁止及び合理的配慮の提供 ・従業員の障害者雇用への理解の促進 ・障害者の雇用拡大と職場定着の促進

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021 (H33)		2026 (H38)	
			年度	年度	年度	年度
●障害者法定雇用率達成企業割合	2011 (H23)	54.7%	57.5%	2016 (H28)		
○障害のある人に対する差別があると思う人	—	59.8%	—	2016 (H28)		

【凡例】●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに指標候補として考えられるもの



障害者就労支援事業における農作業への取組み



児童障害者支援センターによる事実研修



障害者就労支援センターにおける就労相談対応状況



障害者由来が中心となった門脇地区の開催



障害者の人権や障壁に関する県民大会の開催

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名	安心13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備
政策目標	障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいること。

【現状と課題】

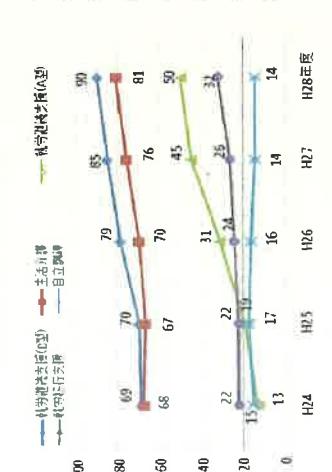
○ 障害者の地域生活を支える生活介護・就労支援等の日中活動サービス事業所や住まいの場であるグループホームの整備は着実に進展し、その利用者数が増加しています。また、富山県リハビリテーション病院・ここでも支援センターにおいて、リハビリテーション医療の提供と併せて、入退院支援から在宅生活までの一貫した相談を行なうほか、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅サービスを提供するなど、退院後の地域生活を支援しています。

【グループホーム利用者数：4,828人（H25）⇒5,239人（H26）⇒5,499人（H27）（県障害福祉会議資料）】

○ 今後も、障害者の生活基盤の整備や生活や就労に必要な訓練などニーズに応じた支援、社会参加の促進に向けた取組み、さらには障害者の在宅復帰に向けた相談支援やリハビリテーション医療、退院後の地域での生活を支援するためのサービスの更なる充実を図る必要があります。

○ また、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、重症の心身障害児の入所や在宅生活の支援に取り組んでいますが、さらに医療的ケア（※1）が必要な方の入所ニーズが見込まれていることから、医療的ケアが必要な重症心身障害児等への支援体制をより強化していく必要があります。

生活や就労に必要な訓練や介護などの
「日中活動を支援する事業所」数



出典：県障害福祉会議資料

【取組みの基本方向】

- 障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、グループホーム等の整備や、福祉・保健・医療・教育・雇用など幅広い分野での密接な連携などによる、障害者一人ひとりのニーズに対応した総合的かつ適切な支援体制を充実します。また、障害者の地域における社会参加の一層の促進に向けて、在宅サービスやスポーツ・文化芸術活動の振興などを進めています。

- 障害者の早期の在宅復帰や在宅復帰後の地域生活支援のため、入退院支援から在宅生活までの相談支援体制を整備することともに、退院後の地域生活を支援するための在宅サービス提供基盤を充実します。
- 重症心身障害児者など医療的ケアの必要な障害児者等やその家族が地域で安心して生活できるよう、医療・福祉など関係機関の連携をさらに進めつつ、入所や在宅での支援体制を整備、強化を図ります。

【主な施策】

	柱立て	施策
1 地域での自立と社会参加の促進	・グループホームの充実など、地域における住まいの確保 ・東京オリエンピック・パラリンピックに向けた障害者スポーツ及びアール・アート	・東京オリエンピック・パラリンピックに向けた障害者芸術文化の振興 ・（※2）など障害者芸術文化の振興
2 身近な地域での相談支援体制・サービス提供基盤の充実	・富山県手話言語条例（仮称）の制定を実現とした、手話によるコミュニケーション支援のさらなる充実や理解普及の促進 ・要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣など、コミュニケーション支援体制の強化 ・身体障害者補助犬の導入支援や県民の理解促進	・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける療養介護サービスの充実 ・相談支援事業者の養成や、関係機関の連携による相談支援体制の充実 ・生活に必要な訓練や介護など、個々の障害者の年齢やニーズに応じたサービスの充実
3 重度心身障害児者等が受けられる体制の強化	・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児サービスの充実 ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける療養介護サービスの充実 ・重度心身障害児者等の受入施設への支援や相談支援体制の構築、医療・福祉などとの関係機関による連携体制の整備など、医療的ケアの必要な障害者等への支援体制の整備 ・医療的ケアの提供できる人材育成の推進 ・特別支援学校への看護師の配置など、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の教育活動に対する支援の充実	・重度心身障害児者等の受入施設への支援や相談支援体制の整備など、医療的ケアの必要な障害者等への支援体制の整備 ・医療的ケアを提供できる人材育成の推進 ・特別支援学校への看護師の配置など、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の教育活動に対する支援の充実

【主な施策】

	柱立て	施策
1 地域での自立と社会参加の促進	・グループホームの充実など、地域における住まいの確保 ・東京オリエンピック・パラリンピックに向けた障害者スポーツ及びアール・アート	・東京オリエンピック・パラリンピックに向けた障害者芸術文化の振興 ・（※2）など障害者芸術文化の振興
2 身近な地域での相談支援体制・サービス提供基盤の充実	・富山県手話言語条例（仮称）の制定を実現とした、手話によるコミュニケーション支援のさらなる充実や理解普及の促進 ・要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣など、コミュニケーション支援体制の強化 ・身体障害者補助犬の導入支援や県民の理解促進	・相談支援事業者の養成や、関係機関の連携による相談支援体制の充実 ・生活に必要な訓練や介護など、個々の障害者の年齢やニーズに応じたサービスの充実
3 重度心身障害児者等が受けられる体制の強化	・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児サービスの充実 ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける療養介護サービスの充実 ・重度心身障害児者等の受入施設への支援や相談支援体制の構築、医療・福祉などとの関係機関による連携体制の整備など、医療的ケアの必要な障害者等への支援体制の整備 ・医療的ケアを提供できる人材育成の推進 ・特別支援学校への看護師の配置など、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の教育活動に対する支援の充実	・重度心身障害児者等の受入施設への支援や相談支援体制の整備など、医療的ケアの必要な障害者等への支援体制の整備 ・医療的ケアを提供できる人材育成の推進 ・特別支援学校への看護師の配置など、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の教育活動に対する支援の充実

【主な施策】

＜展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進＞

【注釈】

- (※1) **医療的ケア** 経管栄養やたんの吸引など、日常生活を送るうえで必要な生活援助行為。
 (※2) **アール・ブリュット** フランスの画家ジャン・デュビュフェによって考案された言葉であり、「加工厂ではない、作（き）の藝術」を意味する。

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021 (H33) 年度		2026 (H38) 年度	
			2021 (H33) 年度	2026 (H38) 年度	(目標設定の考え方)	
●グループホーム利用者数	468人 1か月あたりのグループホームを利用した人数	737人 2010 (H22)	737人 2015 (H27)			
○登録手話通訳者数	71人 手話通訳者として県に登録された人数	83人 2011 (H23)	83人 2016 (H28)			
○重症心身障害児者等の受入施設数	3箇所 重能心身障害児者等を受け入れ可能な施設数	3箇所 2016 (H28)				

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たな指標候補として考えられるもの

主体	期待する役割	
	県民	市町村
・障害者の地域生活への理解と支援 ・地域行事等での障害者との交流 ・NPO、ボランティア活動への参加	・障害者に対する総合的な支援 ・地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進	・障害者の状況に応じた適切なサービスの提供 ・サービス情報の提供 ・障害者の社会参加の機会づくり
福祉サービス事業者等	・障害者の社会参加の機会づくり	・障害者の地域生活への支援
ボランティア等		



富山県リハビリテーション病院・こども支援センター



重度心身障害児・者への支援



県内で開催されたアール・ブリュット展



本県初となるパラリンピックでのメダル獲得によりさらなる普及が期待されるボッチャ



グループホームの整備



手話通訳や要約筆記によるコミュニケーション支援

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

政策名	安心14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進
-----	------------------------

政策目標	循環型社会・低炭素社会づくりについて県民・事業者の理解が深まり、エコライフの実践・定着に着目して、環境に配慮した事業活動や環境保全活動が広く実施されること。
------	--

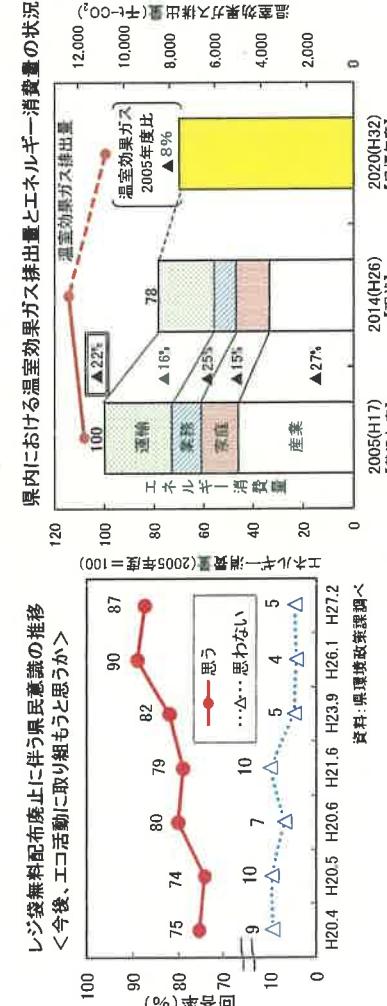
【現状と課題】

(○) 本県では、全国初の県単位でのレジ袋無料配布廃止やとやまエコ・ストア制度の創設など、県民総参加のエコライフの実践を推進しており、G7富山環境大臣会合の開催も契機に、県民の環境にやさしいライフスタイルへの意識が一層高まっていることから、県民意識の定着・向上や環境保全活動の拡大につなげていくことが必要です。



(○) 「とやま温暖化ストップ計画」に基づき地域レベルの地球温暖化対策を進めており、節電・省エネルギーの普及啓発、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全のための間伐や里山林整備等に取り組んでいます。また、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を更に推進していくため、包藏水力が全国2位であることを活かした農業用水等での小水力発電所の整備、未利用県有地を活用したメガソーラーの整備、木質バイオマス発電所の整備などに取り組んでいます。さらに、全国2位の地熱資源を活かした地熱発電の開発に向けた調査を行っています。

(○) 一方で、本県のエネルギー消費量は、省エネルギーの取組み等により着実に減少しているものの、温室効果ガスの排出量は、電源事情の変化等により、基準年度(2005年度)に比べて増加しています。このため、環境にやさしいエネルギーの導入・利活用に向けた取組みや、県民への啓発・環境教育、省エネルギーの一層の推進等が必要です。



資料:県環境政策課調べ

資料:県環境政策課調べ

【取組みの基本方向】

- 県内の省エネルギーを一層推進していくため、住宅や建築物（事務所・ビル、店舗など）の省エネルギー化、省エネルギー機器の普及拡大、節電・省エネルギー行動の定着を促します。
- 地球温暖化防止に向け、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入、水素などの環境にやさしい新たなエネルギーの利活用を促します。

(○) 循環型社会・低炭素社会づくりに向けた環境教育を一層推進するとともに、エコライフの実践・定着、環境に配慮した事業活動及び環境保全活動の拡大を一層促進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や事業活動における自立的な省エネルギー行動を促すための、インターネットや各種イベントによる情報提供 ・住まい家づくり資金融資制度や、各種補助制度、省エネルギー機器の効果に関する情報提供等による、省エネルギー住宅や省エネルギー機器の普及の推進 ・事業者におけるエネルギー管理の徹底を推進する、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入への支援 ・ノーマイカー運動やハーカンライドの推進による公共交通の利用促進
2 環境にやさしいエネルギーの導入・利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中小河川や農業用水等を活用した小水力発電、バイオマス発電・熱利用の導入推進 ・県内初の地熱発電の導入に向けた、「立山温泉地域における調査の実施 ・県内初の水素ステーションの整備など、水素社会に向けた取組み ・燃料電池車など次世代自動車の普及の促進
3 環境教育の推進、環境保全活動の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等と連携した環境学会や児童が家庭でできる取組みを学び実践する環境学習教室の開催・拡充、中学生向けの環境教育教材の作成・配布など、家庭、学校、地域等に対する環境教育の促進 ・レジ袋の無料配布の廃止や「とやまエコ・ストア制度」、エコドライブなど、県民、事業者、行政が相互に連携協力したエコライフ実践・定着の促進 ・県民、事業者、民間団体等との連携・協働による森づくりや清掃活動など、環境保全活動の拡大

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節電、省エネルギー機器への買替え、ごみの発生抑制などエコライフの実践 ・ 環境に配慮した事業活動を展開する店舗の利用 ・ 環境保全活動への参加と地域ぐるみでの実践 ・ 森づくり活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮の視点に立った事業活動の実施 ・ 事務所・ビル等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用など二酸化炭素排出削減に資する取組み ・ 環境マネジメントシステムによるエネルギー管理の徹底
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全活動の促進や支援、情報提供 ・ 公共交通機関の利用促進 ・ 森林の保全活動への支援
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の機会の提供や情報発信 ・ 繼続的な環境保全活動の実践と拡大 ・ 森林の保全活動の実践と拡大

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現状	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿 (目標設定の考え方)	
			2021(平成33) 年度	2026(平成38) 年度
●エネルギー消費量の削減率 2005(平成17)年度を基準としたエネルギー消費量の削減率	17.0%削減 2009(平成21)	21.6%削減 2014(平成26)		
●小水力発電所の整備箇所数（累計） 中小河川、農業用水等を利用した既存の小水力発電所（出力1,000kW以下の整備箇所数）	19か所 2011(平成23)	39か所 2016(平成28)		

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たな指標候補として考えられるもの



店頭でのレジ袋無料配布廃止への協力呼びかけ



地球温暖化防止活動推進員による
環境学習教室



農業用水を活用した
仁右江門用水発電所



ヒヤマ環境フェア



（太陽光発電の設置、白熱電球からLED電球への買替え）

＜展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり＞

政策名	安心15「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「ヒヤマモデル」の確立
------------	---------------------------------------

政策目標	県民・事業者・行政等の連携協力のもと、県内はもとより環日本海・アジア地域においても資源効率性・3Rの取組みが進み、循環型社会づくりに資する先進的な「ヒヤマモデル」が確立されること。
-------------	--

【現状と課題】

○ 全国初の県単位でのレジ袋無料配布廃止やヒヤマエコ・ストア制度の創設など、本県では全国に先駆けた県民参加のエコライフの実践、法制定のモデルになった使用済小型家電リサイクルなどの3Rの取組みを推進してきたところですが、G7富山環境大臣会合で「富山物質循環フレームワーク」が採択されたことを受け、循環型社会づくりをさらに進めが必要があります。

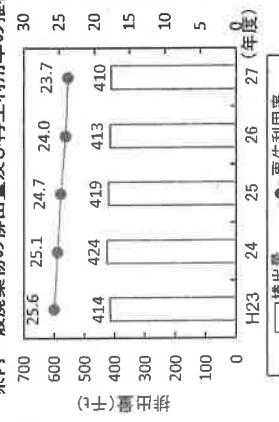
○ しかしながら、「富山物質循環フレームワーク」において取組みの具体例として挙がっている食品ロス・食品廃棄物対策について、県民の「食品ロス」問題の認知度（64.1%、H28年度県政世論調査）は、全国（77.8%、H27年度消費者意識基本調査（消費者庁））よりも低くなっています。特に40代未満の認知度が低い状況です。

○ また、その他の廃棄物を含めた県内的一般廃棄物の再生利用率、産業廃棄物の減量化・再生利用率はともに、近年概ね横ばいで推移していることから、その向上に向けてさらなる資源効率性・3R（廃棄物の発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle）の取組みが必要です。

区分	現状(H26)	(ヒヤマ廃棄物フラン)目標(H32)
一般廃棄物の再生利用率	24.0%	27%
産業廃棄物の減量化・再生利用率	95.5%	97%

○ 「2016ヒヤマ宣言」において地球環境問題への積極的な貢献として環境保全の手法や有益な情報・データの共有を行うとされていることや、「富山物質循環フレームワーク」が採択されたことを踏まえ、本県としては経済成長・人口増加により環境汚染が懸念される環日本海・アジア地域での廃棄物や資源の有効利用にも積極的に貢献していく必要があります。

県内一般廃棄物の排出量及び再生利用率の推移



資料:一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

資料:産業廃棄物実態調査(県環境政策課)

【取組みの基本方向】

- ゼロエミッション社会（廃棄物排出ゼロ）の実現に向け、「富山物質循環フレームワーク」を踏まえた、食品ロス・食品廃棄物対策や廃棄物需給のマッチングなどによる資源効率性の向上や3R、廃棄物の適正処理を推進とともに、県民の高い環境意識や高度な廃棄物処理技術を有する企業の立地などとの本県の特長を活かした「ヒヤマモデル」の確立を行います。
- 環日本海・アジア地域の意見交換や県内企業の高度な廃棄物処理技術の普及などにより、環日本海・アジア地域の資源効率性・3Rの推進に貢献します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 資源効率性・3R等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の無料配布廃止や食品ロス・食品廃棄物削減の取組み、リユース食器の利用促進、各種イベントにおける持続など、廃棄物の発生抑制・円滑化の促進 ・産官学が連携した廃棄物の減量化・円滑利用の推進、「都市競争からくる!みんなのメダルプロジェクト」と連携した使用済小型家電リサイクルの推進、とやまエコ・ストア制度、リサイクル認定制度など、廃棄物の再生利用の促進 ・廃棄物の性状に応じた高密度なりサイクル技術の開発や既存の処理技術の適切な組合せによるコストの削減、廃棄物の効率化を図る事業者間の連携強化のための情報の収集・発信など、廃棄物需給のマッチング拠点人向けた取組みの促進 ・3R推進全県大会などの場を活用した富山県の先進的取組みのPR
2 食品ロス・食品廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核とした、県民や事業者など全県的な食品ロス削減運動の展開 ・家庭の食品ロス等の実態を踏まえた効果的な削減チラシ・パンフレット等の配布、食品ロス削減のアイデア募集・情報発信、3015運動(※4)の展開など、食品ロス等の発生抑制に向けた取組みの推進 ・エコファード(食品廃棄物を利用して製造された飼料)の利用拡大による食品廃棄物の円滑利用の促進
3 環日本海・アジア地域における資源効率性・3Rの推進への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・我が町の法制度や本県の先進的な取組みの情報提供、研修員の受入れ・技術職員の派遣など、資源効率性・3Rに関する制度構築への協力 ・環日本海・アジア諸国との環境協力に係る意見交換、現地調査などを通じた具体的な課題や需要の把握、民間企業間でのマッチングなど、県内環境関連企業の海外展開の促進

＜展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり＞

【注釈】

- (※1) 富山県環境フレームワーク：G7富山環境大臣会合（H28.5開催）において採択された国際的な枠組みで、食品ロス・食品廃棄物の削減など、資源効率化や3Rの推進を目標的に協調して取り組むもの
- (※2) 2016年度～まちづくり：G7富山環境大臣会合の成果を踏まえ、今後の北東アジア圏における環境保全に向けた連携強化を図るため、H28.5に中山幹部の地方自治体等の専門家が参加して開催された「2016北東アジア自治環境サミット」（富山市）
- (※3) 富山県が「つくる！まちづくりモデルプロジェクト」：公益財團法人東京オリヒック・バラリニビック競技大会組織委員会が主催となり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の約5,000箇の企・業・個人・団体が企画から集めたりサイクルを活用して作る国民参画型プロジェクト
- (※4) H28連例：富山の標準30.15mmにちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動
【例】連例① 食べきり30分：間食後30分と終了前15分は自席で料理を楽しむ時間を設定する。
・連例② 残いき30分：年130日と15日に冷蔵庫等をチェックし、必要なだけ購入して食材を使い切る。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生抑制、分別の徹底と排出ルールの遵守 環境に配慮した商品の積極的な購入 環境に配慮した事業活動を展開する店舗の利用 集團回収等の環境保全活動への参加と地域ぐるみでの実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮の根点に立った事業活動の実施 廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処理
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの取組みへの支援、情報提供などによる普及啓発 一般廃棄物の適正処理の推進
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育の機会の提供や情報発信 継続的な環境保全活動の実践と拡大

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(H33)年度、2026(H38)年度の姿	
			2021(H33)年度	2026(H38)年度
●一般廃棄物再生利用率	25.6%	23.7%	2011(H23)	2015(H27)
一般廃棄物排出量に対する再生利用率の割合	一般廃棄物排出量に対する再生利用率の割合	一般廃棄物排出量に対する再生利用率の割合	2011(H23)	2015(H27)

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たな指標候補として考えられるもの

日本の食品ロスの多さ



食品残さ飼料化施設

食品ロスの一例
(手付かず食品)

工コ・ストア店頭に設置された
資源物回収ボックス

G7富山環境大臣会合の参加者
『エコぼうや』

＜展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり＞

【取組みの基本方向】

- 県民一人ひとりや本県を訪れる国内外の人々が自然に関心を持ち、自然環境に配慮した行動ができるよう、ナチュラリストの育成や県民協働による登山整備など、自然環境の保全に配慮した適正利用の拡大に向けた取組みを推進します。
- 地域固有の自然環境や生態系を保全し、将来の世代に引き継いでいくため、条例による希少野生動植物種の保護や立山でのバス排出ガス規制、県民協働による外来植物除去やライヨウ保護活動、グローバルな視点に立った環境保全など、自然環境の保全と生物多様性の確保に向けた取組みを推進します。
- 人や農作物等へ被害をもたらす野生鳥獣の管理の強化、狩猟者の育成・確保など野生鳥獣の保護管理体制の整備、鳥獣被害を受けにいたる地域づくりなど、科学的な知見に基づいた野鳥獣の適正な保護及び管理を強化します。

【現状と課題】

- 本県は、立山連峰から富山湾に至る高低差4000mのダイナミックな地形が織りなす優れた景観や豊かな自然に恵まれています。また、こうした自然を保護する思想の普及啓発を図ることを目的に、昭和49年に全国に先駆けてナチュラリスト制度が発足し、ナチュラリストやジュニアナチュラリストの認定者は着実に増加しています。
- 一方で、訪日外国人を含む観光客の増加などに伴う環境への負荷が増大する懸念もあることから、自然環境の保全に配慮した適正な利用を推進していくことが必要です。

【例による立山バス排出ガス規制の実施（H27.4～）】
【ナチュラリスト認定者数：607人（H18）→727人（H23）→784人（H28）】

- 外来生物の侵入や里山・里海における人間の活動により、地域固有の生態系への影響が懸念されています。「富山県希少野生動植物保護条例（H27.4施行）」を制定したばかり、県民協働による外来植物除去や本県が国内最大の生息地であるライチョウの保護活動などに取り組んでいます。
- 近年、人身被害や高山帯などの自然環境被害、農作物被害を発生させるツキノワグマや二ホンシカ、イノシシなど野生鳥獣の生息数や生息地が増大しています。また、狩猟者の減少や高齢化が進んでおり、野生鳥獣の生息数などの管理に係る専門家が必要があるなどとなっています。
- 第一種獣類免許持者数：837人（H18）→832人（H23）→745人（H28）
- 世界的な人口増加や経済活動の拡大等に伴い、地球規模での環境問題の深刻化が懸念されるとともに、自然環境の保全や生物多様性の確保などについても広い視野で取り組む必要があります。
- 立山黒部アルペンルート計画について
富山県内 ツキノワグマの目撲滅跡数及び人身被害について
-
- | 年 | 目撲滅件数 | 人身被害件数 |
|-----|-------|--------|
| H16 | 1,500 | 10 |
| H17 | 1,400 | 10 |
| H18 | 1,300 | 10 |
| H19 | 1,200 | 10 |
| H20 | 1,100 | 10 |
| H21 | 1,000 | 10 |
| H22 | 900 | 10 |
| H23 | 800 | 10 |
| H24 | 700 | 10 |
| H25 | 600 | 10 |
| H26 | 500 | 10 |
| H27 | 400 | 10 |
| H28 | 300 | 10 |
- 野生鳥獣の適正な保護と管理の強化
-
- | 年 | モニタリング調査等 | イノシシ等の個体数 | 人材等の育成・確保 | 侵入防止柵等の設置 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| H16 | 100 | 100 | 10 | 10 |
| H17 | 200 | 200 | 20 | 20 |
| H18 | 300 | 300 | 30 | 30 |
| H19 | 400 | 400 | 40 | 40 |
| H20 | 500 | 500 | 50 | 50 |
| H21 | 600 | 600 | 60 | 60 |
| H22 | 700 | 700 | 70 | 70 |
| H23 | 800 | 800 | 80 | 80 |
| H24 | 900 | 900 | 90 | 90 |
| H25 | 1,000 | 1,000 | 100 | 100 |
| H26 | 1,100 | 1,100 | 110 | 110 |
| H27 | 1,200 | 1,200 | 120 | 120 |
| H28 | 1,300 | 1,300 | 130 | 130 |

＜展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり＞

【注釈】

(※1) ナチュラリスト 係の開催するナチュラリスト養成講座を受講し、所定の知識・技能を身に付けた者を、富山県「自然解説員」(ナチュラリスト)として認定しているもの。自然公園等において、解説業務を実施。なお、この「自然解説員制度」は、「自然公園等の来訪者に、自然への愛情と自然保護の重要性を認識してもらうことを目的として、昭和49年に地方自治体としては全国で初めて創設した制度。

(※2) ジュニアナチュラリスト 「自然科学に関心を持つ子どもたちを対象に、身近な自然環境について基礎的な学習とフィールドでの実験的な学習を行うことにより、自然保護への関心と理解を深め、自然保護の精神を身につけた子どもの育成を目指すもの。

(※3) ライチョウサホート隊 イア。隊員数 2016 (H28) 107名、2017 (H29) 128名

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に関心を持ち、自然環境に配慮した行動 ・自然体験活動への子ども達の参加 ・自然環境や生物多様性の保全活動への参加 ・自然環境や生物多様性の保全への関心や理解の促進 ・野生鳥獣を引き寄せない生ゴミや未収穫作物等の適切な管理 ・野生鳥獣などによる自然保護への理解の促進
NPO・ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・登山道整備のボランティア参加による自然公園の適正利用の理解 ・自然観察会の開催など自然環境や生物多様性の保全活動の推進 ・自然保護管轄に関する科学的な観点からの助言や指導 ・鳥獣活動における自然環境や生物多様性の保全への配慮 ・事業活動における自然環境や生物多様性の保全への配慮 ・自然環境や生物多様性の保全に資する技術の開発・普及 ・捕獲活動における従事者の安全確保と技能・知識の維持向上 ・自然保護への理解の促進 ・自然公園等の適正な管理
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護への理解の促進 ・自然公園等の適正な管理 ・地域特性に応じた自然環境や生物多様性の保全活動の推進 ・県と連携し地域ぐるみの野生鳥獣被害対策の実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護への理解の促進 ・自然公園等の適正な管理 ・地域特性に応じた自然環境や生物多様性の保全活動の推進 ・県と連携し地域ぐるみの野生鳥獣被害対策の実施

【県民参考指標候補案 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現状	2021 (H33)	2026 (H38)	(目標設定の考え方)
			年度	年度	
●ナチュラリストヒジュニアナチュラリストの認定者数	ナチュラリストナチュラリスト727人 ナチュラリストヒジュニアナチュラリスト784人	ナチュラリストナチュラリスト727人 ナチュラリストヒジュニアナチュラリスト784人	ナチュラリストナチュラリスト727人 ナチュラリストヒジュニアナチュラリスト784人	ナチュラリストナチュラリスト727人 ナチュラリストヒジュニアナチュラリスト784人	
●ライチョウ生息数	2011 (H23) 立山地域 北アルプスのうち立山地域 (約1,070ha)における推定生息数	2011 (H23) 立山地域 北アルプスのうち立山地域 (約1,070ha)における推定生息数	2016 (H28) 284羽	2016 (H28) 295羽	

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに指標候補として考えられるもの



ライチョウサポート隊の活動



ジュニアナチュラリスト養成講座



捕獲の扱い手育成



ボランティアの参加による木道整備

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

政策名	安心17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
-----	-----------------------------

政策目標	県民一人ひとりが高い環境保全意識を持ち行動することで、本県が誇るべきいさわやかな大気、豊かで清らかで安全で健勝的な生け景観が確保されるとともに、環日本海地域において国連機関や自治体等が連携した環境保全の取組みが着実に進められていること。
------	--

【現状と課題】

(○) 本県の環境は、大気、水質とも環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。また、国際条約制定に伴う水銀の排出規制や建築物解体の増加に伴うアスベストの飛散防止、水生生物保全に係る水質環境基準項目の追加など、新たな規制等に伴う対応が必要です。

さらに、下水道等の污水処理施設は着実に整備が進んできますが、一方で、施設の老朽化への対応が求められています。

【富山県の污水处理人口普及率】94.8% (H24) ⇒ 96.3% (H28) 全国第8位】

(○) 本県では、上流・下流域が連携した清掃美化活動のほか、地域で水辺や地下水中の保全に取り組む「とやま川の見守り隊」や「地下水の守り人」などの県民参加の環境保全活動が活発に行われていますが、「全国豊かな海づくり大会 (H27.10)」、「G7富山環境大臣会合 (H28.5)」の開催などを契機に県民の環境に対する理解や関心がより深まっているこの機運を捉えて、一層の環境保全活動の促進が期待されています。

(○) 県立イタイイタイ病資料館において、貴重な関係資料を収集・保存・活用するとともに、教訓等を後世に継承するため、企画展、語り部事業、小中学校の課外学習等の積極的な受入され、海外への情報発信などに取り組んでいます。

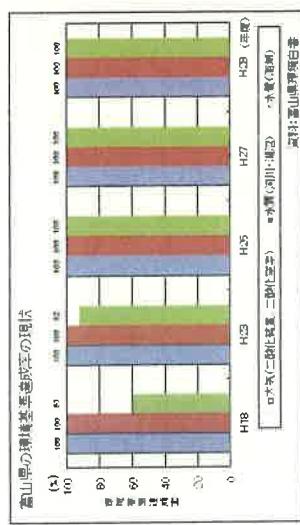
(○) 日本海対岸地域の工業化や都市化の進展等により、漂着ごみ、海洋汚染、越境大気汚染、黄砂などの環境問題が顕在化しており、日本海側地域のみならず我が国全体の環境への影響が懸念されることから、北東アジア地域における国際環境協力を進める必要があります。

【取組みの基本方向】

- PM2.5や富山湾の水質などの環境監視体制の強化や発生源対策の推進、水銀等の新たな規制への対応のほか、汚水処理施設の未整備地域の早期解消及び施設の老朽化への対応など環境改善対策を推進します。
- 本県の誇る快適な環境について県民の理解や関心を深めるための環境学習の充実と、地域での環境保全活動の活性化を図ります。
- イタイイタイ病に関する資料の収集・保存・活用と国内外への情報発信を一層推進します。
- 漂着ごみなどの国境を超えて影響が及ぶ環境問題や地球規模の環境問題の解決に向けた、北太平洋海域行動計画 (NMPAP) (※1) の活動の支援や、「2016とやま宣言」に基づく北東アジア地域における環境保全の取組みなど、国連機関や同地域の自治体等と連携した国際環境協力を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 監視体制や発生源対策の強化など安全で健康的な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・人気汚染や海域等での水質汚濁の効率的・効果的な監視体制の整備 ・環境基準や排出基準の見直し・追加など、新たな規制への対応 ・下場・事業場における更なる排出抑制の推進 ・汚水処理施設の未整備地域の早期解消及び施設の老朽化への対応 ・ダイオキシン類による底質汚染対策の推進など、化学物質対策の推進 ・化学物質や油の流出等の水質汚濁事故の未然防止、発生時における迅速な対応 ・放射性物質による環境への影響把握のためのモニタリング体制の充実
2 環境学習の充実と地域での環境保全活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・事業者への水辺の環境調査の実施呼びかけなど、環境学習の機会の提供 ・エコドライブや県内全城の海岸での一斉清掃など、県民参加の環境保全活動の一層の推進 ・とやま川の見守り隊や地下水中のやりなど、地域での環境保全活動の担い手の育成と活動団体のネットワーク化の支援
3 イタイイタイ病の教訓等の後世への継承と国内外への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・イタイイタイ病資料館での貴重な資料の収集・保存・活用の推進 ・小中学校の課外学習等の積極的な受け入れ、後世につなぐ語り部講話の実施 ・外国情にも対応したホームページ等を活用した国内外への情報発信
4 国連機関や北東アジア地域の自治体等と連携した国際環境協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動、生物多様性、海洋ごみに関する調査や青少年の環境保全体験交流プログラム、北東アジア地域山治体連合 (NEAR) (※2) 環境分科委員会を活用し ・政策対話など、北東アジア地域における環境保全の取組みの推進 ・NMPAP や (公財) 環日本海環境協力センター (NPCC) (※3) が行う海洋環境保全活動等への支援 ・環境保全に関する技術指導のための職員等の海外派遣、環境技術研修員の受け入れの推進



2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【注釈】

(注1) 北西太平洋地域行動計画(NWPAP)：UNEP(国連環境計画)が提唱する地域行動計画の1つで、日本海及び黄海の海洋環境などを目的とした、中国、韓国、日本、ロシアの4か国が参加して1994年に採択。本県は同計画の地域調整部を構成するとともに、同計画の地域活動センターに指定されている（公財）環日本海環境協力センターの活動を支援している。

(注2) 北東アジア地域清掃運動会(NEM)：北東アジア地域の自治体間の交流協力を推進し、共同発展を目指すことを目的に、1996年に発足した組織。現在、富山県を含む9か国77自治体が加盟している。

(注3) (公財) 環日本海環境協力センター(NPEC)：日本や地域等の連携協力のもとに日本海・黄海の環境保全に寄与することを目的に設立された政府所持の公益財團法人。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題への理解と環境保全への取組み意欲の向上 ・エコドライブなど環境に配慮したライフスタイルの実践 ・清掃美化活動など地域の環境保全活動への積極的参加
活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進による次世代の人づくり ・自主的な環境保全活動の展開と多様な活動主体との協働 ・名水等の地域の環境資源の保全と活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染物質の排出状況の把握と排出抑制 ・環境汚染事故の未然防止と発生時の適切な対応 ・事業活動における環境負荷の低減と地域の環境保全活動への協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境の状況把握と公害苦情への適切な対応 ・地域の実情に応じた污水处理施設の整備 ・住民、事業者等に対する環境保全活動の啓発

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(H33)年度	2026(H38)年度の姿
●大気及び水質に係る環境基準の達成率				(1)標準設定の考え方
大気：二酸化硫黄及び二酸化窒素	2011(H23)	2016(H28)	100%	
水質：河川(DO)及び海域・湖沼(COD)	2011(H23)	2016(H28)	100%	
●汚水処理人口普及率 下水道や農村下水道、淨化槽等の汚水処理人口の普及率	94.4%	96.3%	98%	

[凡例] ●:現行計画においても設定しているもの ○:新たに指標候補として考えられるもの



青少年の環境保全体験
プログラム(韓国釜山)



海外への情報発信 (G7富山環境
大臣会合エクスカーション)



語り部によるイタイイタイ病
の講話 (小学校の課外学習)



地下水の守り人による環境学習
(小学生での地下水保全の講義)



海岸や名水の清掃美化活動



<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【取組みの基本方向】

- 水に関する各種施策を総合的に展開し「恵みの水が美しく循環する“水の王国とやま”」を実現します。
- 森林の有する水源涵養機能を高め、間伐等の適切な実施による森林の整備・保全や、水源地域保全条例による土地取引の把握等による水源保全対策を推進します。また、地下水の涵養と利用のバランスを取り、将来にわたり地下水を保全するための対策を推進します。
- 中小河川、農業用水等を利用した小水力発電の推進など、水資源の有効かつ多面的利用を促進します。
- 優れた水環境を将来にわたって保全するため、地域の住民や団体が行う河川愛護ボランティア活動等を積極的に支援するなど、県民と協働で地域の特性を活かした保全活動を推進します。
- 清らかな水資源を活かして地域の活性化などを図るため、「とやまの名水」等の保全・活用や魅力ある水辺空間の創出、水を活かした文化や産業を推進します。

【現状と課題】

- 本県は、大小300余りの河川が流れ、環境省の「名水百選」に全国最多の8箇所も選ばれていますが、本県独自で湧水、滻、河川、深層水などを「とやまの名水」として66箇所選定しているなど、全国に誇れる清らかな水環境に恵まれており、産業の振興や豊かな県民生活に資しています。こうした本県の豊かで清らかな水資源の維持保全等を目的として、富山県水源地域保全条例を制定（平成25年4月）しています。

【名水百選の名水百選 全国最多8箇所：富山県、熊本県】

- しかしながら、水田面積の大半による地下水涵養量の減少や、手入れの必要な人工林も多くあり森林の水源涵養機能の低下等の課題が見られるほか、消雪のための地下水利用の増加により、井戸涸れいや地盤沈下等の発生も懸念されています。

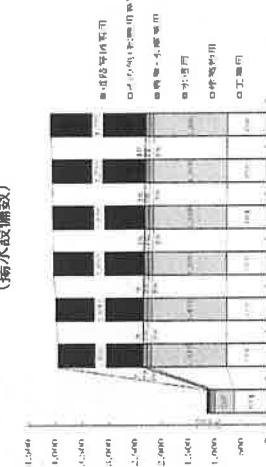
【県内の水田面積 S60：67,100ha→H28：56,100ha】

- 全国第2位の豊かな包蔵水力^(注)を活かした農業用水等での小水力発電の整備を進めていますが、豊かな水資源を有効に活用するため、多面的利用をさらに促進していく必要があります。

【小水力発電所の整備箇所数（累計）の推移：19箇所（H23）→31箇所（H27）】

- また、地域用水機能の保全活動や水文化に関する活動など、県民等による水資源の保全・活用の取組みは増加してきており、今後も、これらの活動を一層推進するとともに、魅力ある水辺空間の創出、水文化の保存・継承や魅力発信などを積極的に進めいくことが必要です。なお、県民等による取組みについては、活動者の高齢化や担い手不足等が懸念されています。

（掲水設備数）



石巻町の延命地蔵の水

出典：県環境保全課資料

【主な施策】

	柱立て	施策
1 水源の保全と涵養	・間伐の実施や混交林の整備など、県民参加による森づくりや健全で機能の高い森づくりの推進 ・水源地域保全条例による土地取引の把握等による水源保全対策の推進 ・消費設備等の節水の呼びかけや省水技術の普及など、冬期間の地下水位低下対策の推進 ・地下水の合理的利用や、水田を活用した地下水分画差、地域で保全活動を担う「地下水の守り人」の養成などによる地下水保全対策の普及促進	
2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	・農業用水等を利用した小水力発電の推進 ・消流等や防火、生態系保全など、水資源の多面的な利用の促進	
3 水環境の保全	・地域の暮らしや歴史・文化と調和し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」などの推進 ・河川環境の美化保全等を行つ河川・海岸愛護ボランティアなど、地域住民等による保全活動の推進	
4 水を活かした文化・産業の発展	・川や水路等の観地見学・学習会、県民参加による水辺の環境調査など、水への意識を高めるための交流・連携や川などを守り育てる活動の推進 ・「とやまの名水」等の名水の保全と地域活性化等への活用 ・魅力ある水辺空間の創出、深層水など水を利用した産業・観光の振興や水に関する情報発信	



平成の名水百選：いたち川の水辺と清水

＜展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり＞

【注釈】

(※1) [包職水情]：充電水力調査により明らかとなった水資源のうち、技術的・経済的に利用可能な水力エネルギーのこと。

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標】】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿 （目標設定の考え方）	
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度
●地下水揚水量の適正確保率	100% 2011(平成23)	100% 2016(平成28)		
地下水系対象地域（8地域水）における適正な揚水量の確保状況				
●小水力発電所の整備箇所数（累計）	19か所 2011(平成23)	39か所 2016(平成28)		
中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所（出力1,000kW以下）の整備箇所数				
●水文化に関する活動に取り組んでいる団体数	182団体 2011(平成23)	217団体 2016(平成28)		
水のふれあい活動や水文化の継承活動等を行っている住民・ボランティア団体等の数				
●ボランティア等活動				
・各水の保全と活用				
・水に関する歴史風土・文化についての普及啓発				
・水環境の保全や水文化活動の取組み				
市町村等関連団体				
・森林の適正な保全と管理				
・節水や水の有効利用、地下水涵養の取組みへの呼びかけ				
・水の多面的利用（例：小水力発電）の促進と保全管理				
・安全な飲料水の安定的な供給				

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに目標候補として考えられるもの



地下水の守り人養成講座
(消雪設備の節水対策)



千保川（高岡市）



河川・海岸愛護ボランティア活動
高橋川（黒部市）



黒部川扇状地



健全な水循環系の構築

＜展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり＞

政策名	安心19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進
-----	--

政策目標	豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現するため、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進などエネルギーの多様化や効率化の利活用の取り組みにより、エネルギー需給の安定化が図られていること。
------	--

【現状と課題】

(○) 国の「エネルギー基本計画」(平成26年4月策定)では、エネルギー政策の基本的な方向性を定め、徹底した省エネルギーを推進するほか、再生可能エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定)の2030年度の電源構成(※)では、原発依存度を東日本大震災前の約3割から20%～22%程度に低減し、再生可能エネルギーは、現在(2015年度)の約14%から22%～24%程度を目指すとしています。
〔※:電源構成…総発電量に占める各エネルギーの割合。エネルギーミックス。〕

(○) 本県は、再生可能エネルギーによる発電が全国に比べて非常に高く、「富山県再生可能エネルギービジョン」(平成26年4月策定)に基づき、包蔵水力や地熱資源量がともに全国2位であるなど本県の地域特性を活かし、農業用水等での小水力発電所の整備や地熱発電の開発に向けた調査を行っているほか、未利用県有地を活用したメガソーラーの整備、木質バイオマス発電所の整備などに取り組んでいます。

今後も、豊かな県民生活や経済の持続的な成長の実現のため、エネルギーの多様化や効率化を更に進め、エネルギー需給の安定確保を図ることが重要です。また、地球温暖化防止など環境に配慮し、本県の地域特性を活かした小水力発電、地熱発電、バイオマス発電・熱利用など、低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーの導入を一層推進していく必要があります。

(○) 新たなエネルギーとして、水素については、民間企業と連携し、県内の水素ステーションの整備に向けた検討を進めているほか、国において、日本海側での表層型メタンハイドレートの海洋調査や資源量の検討が進められています。

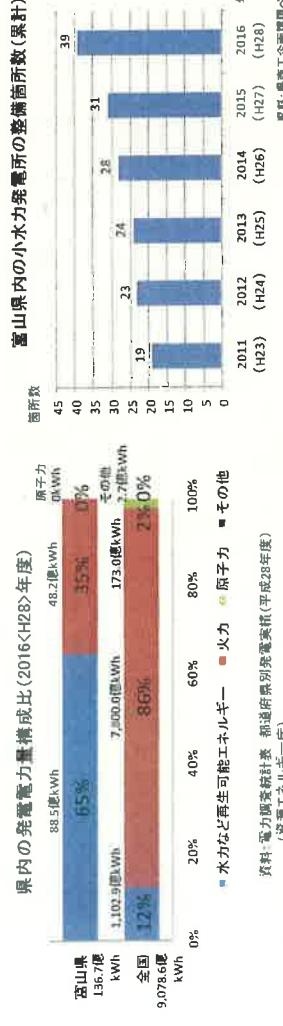
今後も、水素の保存の研究開発、水素ステーションの導入など、将来の水素社会の基盤構築に向けた取組みや、メタンハイドレートなど将来を見据え、新たなエネルギーの利活用に向けた調査や研究などを推進していく必要があります。

【取組みの基本方向】

- 本県の地域特性を活かし、豊富な包蔵水力を活用した小水力発電所の整備や、豊富な地熱資源を活用した地熱発電所の建設に向けた調査等の実施、バイオマス発電・熱利用の導入など、官民が一体となった再生可能エネルギーの多様化や効率化を推進します。
- 水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギー資源の利活用に向けた調査や研究等を進めるとともに、将来の水素社会の基盤の構築に向け、燃料電池車や水素ステーションの導入、アルミニウム技術を活かした水素の保存の研究開発などを推進します。
- 持続可能な社会の構築と快適な生活の実現の両立を図るため、エネルギーに関する普及啓発を推進するとともに、スマートコミュニティ(※1)形成の取組みの促進や、再生可能エネルギー技術の研究開発など、グリーンイノベーション(環境・エネルギー分野における技術革新)の取組みを加速させます。

【主な施策】

柱立て	施策
1 再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーの多様化や効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中小河川や農業用水等を活用した小水力発電の導入推進や更なる適地の発掘 ・県内初の地熱発電の導入に向けた、「立山温泉地域における調査等の実施 ・資源や廃棄物の有効利用を進める「富山物質循環フレームワーク」などを踏まえたバイオマスの導入促進や、木質バイオマス発電所などにおける県産の未利用間伐材の利用の促進、木質バイオマス利用施設等整備への支援 ・豊富な地下水を活かした開放型地中熱ヒートポンプシステム(※2)の導入方策等の調査研究の推進や、施設や住宅等への導入の促進 ・太陽光や風力なども含め、地域に密着した再生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムの導入促進
2 水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギーの利活用に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・県と民間が連携したワークショップや技術セミナーの開催等を通じて、県内初の水素ステーションの整備に向けた取組みや、燃料電池車など次世代自動車の普及促進 ・県内のアルミニウム産業の技術を活用した産学官連携による水素の保存(アルミニ製水素タンクなど)や、再生可能エネルギーなどからの水素の製造・貯蔵・利用等の研究開発の促進 ・表情型メタシハイドレート(※3)の開発に向け、資源量把握のための調査の拡充や探査技術の開発などの面への働きかけ、県立人文学等での資源回収技術の開発の推進
3 再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくりやグリーンイノベーションの加速化	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーに関する普及啓発の推進や客観的で多様な情報の提供、双向方向的なコミュニケーションの充実、次世代を担う子どもへのエネルギー教育の推進 ・再生可能エネルギーの導入を通じた観光振興や地域づくり、人材育成の取組みの促進 ・ICTや蓄電池等を活用したスマートコミュニティの形成に向けた取組みの促進 ・発電・熱利用設備の導入や産官連携を含めた環境・エネルギー関連技術の開発への支援



<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【注釈】

(注1) スマートコミュニティ 家庭やビル、交通システムなどをICTネットワークでつなげ、地域でエネルギーを行き来する次世代の社会システム。

(注2) 地中熱ヒートポンプシステム 温度が年間を通じて一定で、その地域の平均気温とほぼ同じである地中の熱を利用して、エネルギーを供給するシステムで、省エネ性や経済性に優れ、CO₂排出量の削減やヒートポンプを活用した未利活用材を活用した木質バイオマス発電施設

射水市、出力5.750kW
(株)グリーンエネルギー(北陸)
(注3) メタンハイドレート メタンと水が低温・高压の状態で結晶化した物質で、「燃える氷」と呼ばれる。日本周辺海域において埋蔵量が非常に多いことが見込まれており、将来の天然ガス資源として期待されている。主に人や作物に存在する「砂利」と、主に日本海側に存在する「長崎門」の2種類がある。



富山新港太陽光発電所
射水市、出力4.500kW
(県企業局)

未利活用材を活用した木質バイオマス発電施設
射水市、出力5.750kW
(株)グリーンエネルギー(北陸)

【県民参考指標候補案 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	目標設定の考え方	2021(B33)年度、2026(B38)年度の姿		現況	2021(B33)年度	2026(B38)年度
		目標	現況			
●小水力発電所の整備箇所数(累計)	目標	23か所	39か所	現況	2012(B24)	2016(B28)
中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所(出力1,000kW以下)の整備箇所数	現況	—	—	目標	—	—

○地熱発電所の整備箇所数(累計)

バイナリ式発電を含む県内の地熱発電所の整備箇所数



(出典:資源省)

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割	
	期待する役割	現況
県民	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー問題への理解 住宅用太陽光発電やZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)(※)などの導入、電気自動車や燃料電池車などの次世代自動車への乗換え、省エネルギー型の家電機器への買換えなどの身近な取組み 再生可能エネルギー発電施設の設置への理解 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー問題への理解 再生可能エネルギーの積極的な利用 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)(※)や省エネルギー設備導入など効率的なエネルギー使用の推進
企業	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術や機器の開発、低価格化の実現 再生可能エネルギーの積極的な利用 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの安定供給 再生可能エネルギー導入並大ら、環境性に優れた燃料への転換などによる電源の多様化 再生可能エネルギー設備の設置やエネルギーの効率的な利用の提案
電気事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるエネルギーの導入並大ら、環境性に優れた燃料への転換などによる電源の多様化 再生可能エネルギー設備の設置やエネルギーの効率的な利用の提案 再生可能エネルギーに対する十分な説明の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 元住民に対するエネルギーの導入並大ら、環境性に優れた燃料への転換などによる電源の多様化 再生可能エネルギー設備の設置やエネルギーの効率的な利用の提案 再生可能エネルギー設備の設置に際し、関係法令等の遵守の徹底や地元住民に対する十分な説明の実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入推進 公共施設等における再生可能エネルギーや省エネルギー設備の率先導入 地域住民や企業と一体となった再生可能エネルギーや省エネルギーに関する取組みの推進 次代を担う小・中学生へのエネルギー教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入推進 公共施設等における再生可能エネルギーや省エネルギー設備の率先導入 地域住民や企業と一体となった再生可能エネルギーや省エネルギーに関する取組みの推進 次代を担う小・中学生へのエネルギー教育の実施

※ZEB(Net Zero Energy House / ZEB): Net Zero Energy Building: 建物外の環境負荷を低減させることなく、人間がエネルギーを表現した上で、再生可能エネルギーにより、年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅/建築物。



(出典:福岡市)



日本海側に存在する表層型メソノハハイドレート
(出典:国立研究開発法人産業技術総合研究所)

水素ステーションと燃料電池自動車
(福岡市中部水処理センター水素ステーション)

<展開目標4 災害に強く、「日本—安全・安心な県」づくり>

政策名	安心20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実
政策目標	県民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、地域での防災力が向上しているとともに、火災や自然災害はもとより、大規模テロや新型感染症等の新たな危機が万一発生した場合の備えが整っていること。

【現状と課題】

○ 本県は災害が少なく、出火率も2016年は1.81と26年連続で全国最小となるなど、「安全・安心な県」と言われていますが、一方で、災害への備えを行っているとともに、火災や自然災害はもとより、大規模テロや新型感染症等の新たな危機が万一発生した場合の備えが整っていること。

【主な施策】

○ 地域の防災の要として期待される自主防災組織の組織率は大きく向上しているものの、全国平均は下回っており、また、消防団員数もほぼ横ばいの傾向ですが、今後、高齢化等による減少が懸念されています。このため、自主防災組織の組織化・活性化を推進するとともに、若者等の消防団への加入促進に向けて、関係機関との連携強化に取り組んでいく必要があります。

○ 救急搬送が増加するとともに、多様化・大規模化する災害や事故への対応力の強化が求められるなど、消防を取り巻く環境が変化してきており、救急車の適正利用の理解促進や救急業務の高度化などへの対応が重要な課題となっています。

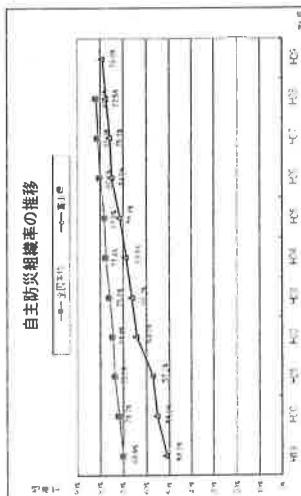
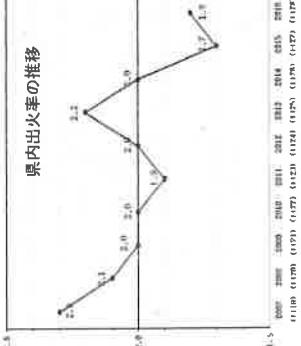
○ 大規模な爆弾テロやサイバーテロ、北朝鮮によるミサイル発射・核実験、新型インフルエンザ等の感染症など、新たな危機が発生するリスクが生じています。こうした新たなリスクに対応できるよう、官民一体となつたテロに強い社会の実現と新たな危機に対して迅速かつ柔軟に対応できる総合的な危機管理体制の充実が重要です。

【取組みの基本方向】

- 県民や企業の災害に対する危機意識の向上を図るとともに、消防職員への教育訓練や防災関係者の研修など人材の育成、消防団員の確保と資質の向上、自主防災組織の組織化・活性化により、消防力や地域防災力の強化します。
- 消防を取り巻く環境の変化に応じ、火災や災害の発生に的確に対応するため、消防の広域化、消防設備の整備、救急業務の高度化への取組みなど、消防・救急体制を充実強化します。

- 民官一体となつたテロに強い社会の実現と災害や新たな危機事案への初動対応や各種対策を迅速かつ的確に実現できる体制の整備等、総合的な危機管理体制の充実を図ります。

柱立て	施策
1 消防力・地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員等の専門分野の人才培养や県民の防災意識・対処能力の向上を図るための広域消防防災センターの機能強化、児童生徒への実践的な防災教育の推進 ・学生への消防団活動の専門支援や消防団活動支援に積極的な事業所の表彰など、若者や女性、被用者等の消防団への参加促進 ・全国消防法大会の開催支援など県民の消防団活動に対する理解の促進 ・地域や事業所において幅広い年代の人々が参加する防火訓練や防火講習会、救急講習会の開催の促進 ・自主防災組織の未結成地区における組織化の推進やリーダー育成研修の実施、防災士など防災リーダーの育成 ・人規模な災害に的確に対応するための消防の広域化や消防防災ヘリコプターなど消防・救急資機材の高規格化の推進 ・救急業務の高度化に対する訓練や消防救助士の養成 ・消防力向上のための消防艇や関係機関との共同研究等の実施
2 消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携した災害対策による実践的な訓練の実施 ・国民保護計画、地域防災計画等を踏まえた県民参加による実践的な訓練の実施 ・官兵が一休となつたテロ対策の推進や新たな危機に対処するための装備資機材の整備 ・県民へのきめ細かい防災情報の提供など、浸水被害軽減対策の推進 ・河川情報システム、河川監視カメラなど、災害監視や防災情報の提供を行うシステムの整備充実や、河川水位情報、土砂災害警戒情報などの防災情報の提供 ・想定しうる最大規模の降雨や高潮を対象とする浸水想定区域の指定
3 危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民間組織が連携した災害対策による実践的な訓練の実施 ・官兵が一休となつたテロ対策の推進や新たな危機に対処するための装備資機材の整備 ・県民へのきめ細かい防災情報の提供など、浸水被害軽減対策の推進 ・河川情報システム、河川監視カメラなど、災害監視や防災情報の提供を行うシステムの整備充実や、河川水位情報、土砂災害警戒情報などの防災情報の提供 ・想定しうる最大規模の降雨や高潮を対象とする浸水想定区域の指定



<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・危機管理に関する知識の習得 ・防災訓練や国民保護訓練への参加 ・居住地の地域特性の把握、避難場所の確認や食料等の備蓄 ・防火防災意識の高揚のための防火訓練や救急講習への参加 ・消防団への参加、協力 ・不審者等認知時の通報連絡 ・テロを許さない気運の醸成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等の研修 ・大規模災害時における防災拠点施設設の整備 ・救助救助用資機材の整備 ・通信連絡体制の整備 ・消防力の強化のための消防体制の充実 ・救助、救護活動や消防活動 ・テロを許さない気運醸成のための広報啓発活動 ・テロ対策に関する情報共有
民間団体 (事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時ににおける相互協力体制の整備 ・消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力 ・火災予防啓発活動における協力 ・自主警備体制の強化 ・テロ対処訓練の実施 ・不審情報等に対する通報連絡体制の確立 ・テロ対策に関する情報共有

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿 (目標設定の考え方)	
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度
●自主防災組織の組織率	66.0%	77.5% 2016(H28)		
全世帯数に占める自己防災組織に加入している世帯数の割合	2011(H23)			
●出火率 人口1万戸当たりの年火災件数	1,924件 2011(H23)	1,814件 2016(H28)		
○官民合同の各種テロ対処訓練の実施件数	3 2011(H23)	3 2016(H28)		

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たな指標候補として考えられるもの



国民保護実動訓練



NBCテロ(※)対処訓練

(※)NBCテロとは、N(核物質・放射性物質)、B(生物物質)、C(化学生物)を適用したテロをいう。



広域消防防災センターにおける訓練風景



教救援命士による救急車内の訓練風景

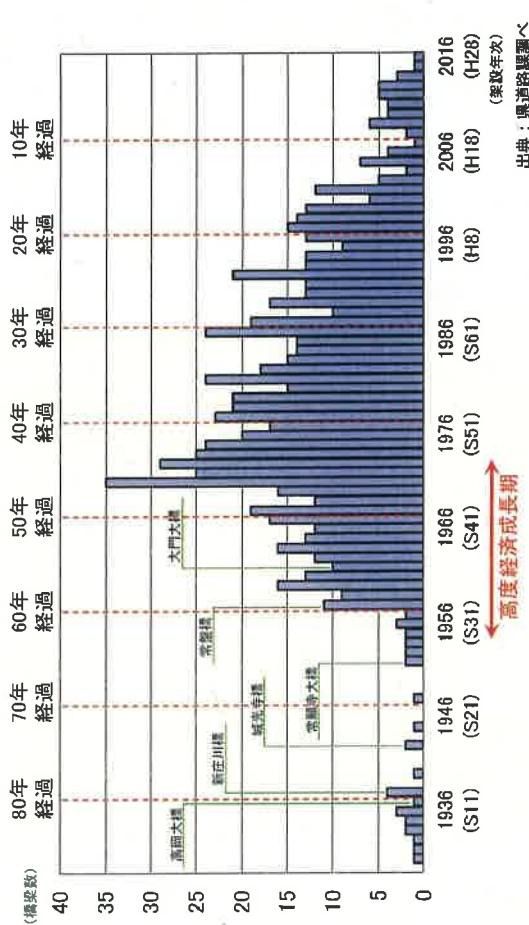
<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県づくり」>

政策名	安心21 防災・減災、災害に強い県土づくり
政策目標	水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るために施設等が整備され、社会の重要な機能が維持される、災害に強い県土が形成されていること。

【現状と課題】

- 本県の険しい地形や崩れやすい地質から、これまで幾度となく河川の氾濫、土石流、地すべり、山腹崩壊などの大きな被害を被るとともに、富山湾特有の寄り回り波による越波災害などの高波被害や海岸侵食にも見舞われています。また、全国的にも、H27年9月の関東・東北豪雨災害やH28年4月の熊本地震などに象徴されるように多様な災害が頻発、激甚化しています。
- こうしたことから、今後も災害から県民の生命・財産を守るために、治山・治水・土砂災害対策、津波・高波・海岸侵食対策の施設整備、森林・農地の保全及び防災・減災の効果を高めるためのソフト対策を推進していくことが重要です。
- また、近年では、集中豪雨により、市街地や宅地開発が進む地域の河川・排水路において浸水被害が多発しており、その対策を推進していくことが重要です。
- 一方、高度経済成長期を中心とした橋梁等の公共施設の老朽化が急速に進展しており、今後、修繕や更新時期が集中することを見込まれることから、計画的かつ予防保全的な維持・管理を進め、施設の長寿命化を図る必要があります。

県内における架設年次別橋梁梁数



【取組みの基本方向】

- 「富山県国土強化地域計画」に基づき、災害から県民の生命や財産を守るため、治山・治水・砂防・海岸等の施設整備、森林・農地の保全を環境に配慮しながらソフト対策と併せ着実に推進します。
- 市街地等における集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水排水路、貯留浸透施設などの整備、及び河川・下水道、排水路の管理者等が連携した総合的な浸水対策を推進します。
- 津波・高波・海岸侵食対策として海岸堤防の施設整備や機能強化を図るとともに、老朽化した公共施設の長寿命化対策を進めます。

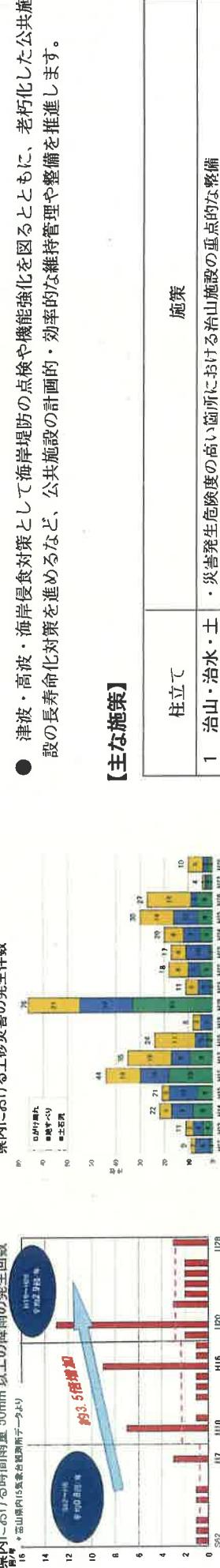
【主な施策】

柱立て	施策
1 治山・治水・土砂災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生危険度の高い箇所における治山施設の重点的な整備 ・堤防の建設や川幅の拡幅、放水路設置など河川における砂防堤整備の推進 ・利賀ダムの建設促進、既存ダムの管理施設等の改良 ・農林地城の浸水被害を防止する農業用排水路や洪水調整池の整備 ・砂防設備・地すべり防止施設・急斜面崩壊防止施設の着実な整備 ・学校などの要配達者利用施設等に対する土砂災害対策の充実 ・山林・河川・ダムの管理等など関係機関との連携による流域対策の推進



宮崎藩港(朝日町)の高波による越波(2008年1月)

県内における土砂災害の発生件数



南砺市利賀村上百瀬の土砂災害(2017年1月)

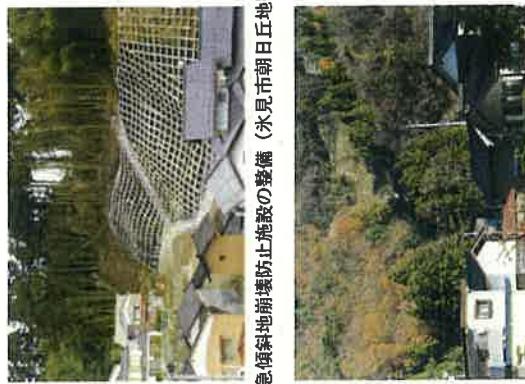
<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県づくり」>

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育林の指定など伐採等の規制による森林の保全、治山施設の整備と併せた森整備の推進 ・地嶺の暮らしや歴史・文化との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多くの川づくり」の推進 ・渓流の連続性を確保する透過型砂防堰堤や、縦豊かな斜面空間を創出する法面保護工など、自然環境に配慮した施設の整備
2 市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係機関、地域の団体や住民等からなる協議会による浸水対策計画の策定と当該計画に基く河川、雨水排水路、農業用排水路等の整備 ・雨水の流出を抑制するための雨水貯留施設の整備や水田等を活用した取組みなど、雨水流出抑制対策の推進
3 津波・高波・海岸侵食対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防や護岸、冲合施設、砂浜などの海岸保全施設等を面的な広がりをもつて適切に配置し背後地を防護する、面的防護方式による海岸保全施設の整備と、長寿命化計画に基づく津波・高波被害を防止・軽減するための海岸保全施設の整備と、長寿命化計画に基づく適切な点検及び維持管理、更新の推進 ・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸づくりの推進 ・飛沙・潮風・強風・高潮被害地での海岸保安林の造成・整備
4 公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、農業水利施設、治山施設等の長寿命化計画に基づくライフサイクルコストの縮減や修繕・更新費用の平準化など、計画的な施設管理の推進 ・堤防や護岸など河川管理施設の効果的、効率的な維持管理の推進 ・老朽化対策に関する同・市町村との連絡調整、情報共有の推進 ・地域住民やボランティアと協働で行う土砂災害危険箇所等の巡回や施設の点検、河川や海岸の除草・清掃などの取組みの強化 ・[凡例] ●:現行計画においても設定しているもの ○:新たな指標候補として考えられるもの

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021 (H33) 年度	2026 (H38) 年度	2021 (H33) 年度、2026 (H38) 年度の姿 (目標設定の考え方)
●河川整備延長	河川整備が必要とされる区間延長のうち、累積10年に1回の標準で発生する降雨量(5時間約50ミリ)以上への対策整備がされた延長	408.8km 2011 (H23)	418.5km 2016 (H28)		
●土砂災害危険箇所の整備箇所数	保全人家5戸以上等の災害危険箇所のうち、砂防施設が整備済みの箇所数	580箇所 2011 (H23)	611箇所 2016 (H28)		
●海岸整備延長	海岸の保全が必要とされる区間延長のうち、整備済み延長	49.6km 2011 (H23)	51.5km 2016 (H28)		

〔凡例〕●:現行計画においても設定しているもの ○:新たな指標候補として考えられるもの



急傾斜地崩壊防止施設の整備（水見市朝日丘地区）



海岸保全施設の整備（富山海岸）

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に係る計画策定への参加 ・河川堤防の除草など、施設の維持管理のための活動
ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設危険箇所等の簡易な点検 ・河川や海岸の除草・清掃などの保全活動
建設事業者・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の応急対策 ・農業用排水路等の維持管理
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に係る計画立案、事業実施、施設の維持管理 ・市街地等の浸水対策の実施

【県民等に期待する主な役割】

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心22 地震・津波対策、火山政策、原子力災害対策の充実
政策目標	地震や津波、火山、原子力の災害発生時において、県民の生命、身体及び財産が守られているとともに、速やかに的確な対応が行われる体制が整備されていること。

【現状と課題】

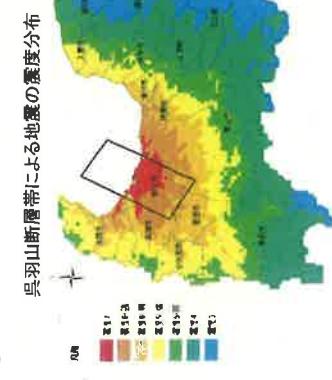
- (○) 災害時の避難場所となる学校や災害医療の拠点となる病院、ライフライン（※1）施設・設備及び橋梁・港湾施設などの公共土木施設、住宅の耐震化は進んでいますが、対策が講じられない施設、また、耐震化が十分でない住宅があります。
【公立小中学校の耐震化率】(H29. 4. 1 現在) 94.3%、住宅の耐震化率 (H25) 72%

- (○) また、近年、東日本大震災や熊本地震などの地震による大きな災害が生じており、本県にも、今後30年以内の地震発生確率がSランク（高い）と評価されています。

- (○) こうしたことから、防災拠点となる庁舎・学校等や公共土木施設・農業用ため池等の農業水利施設、住宅の耐震化の推進、津波ハザードマップの改訂など津波対策の推進等による地震に強い県土・まちづくりの推進や、地震災害発生後の応急体制整備などの対策の充実、復旧・復興対策の充実など、地震・津波対策の充実が重要です。

- (○) 御嶽山や桜島等が噴火しており、県内でも弥陀ヶ原（地獄谷）が火山災害警戒地域に指定され、また常時観測火山に追加されており、関係機関と連携した観光客や登山者の安全対策の実施などの火山防災対策の充実が重要となっています。

- (○) 福島原発の事故を教訓とし、原子力災害に関する地域防災計画の見直し、モニタリング体制や原子力災害医療体制の整備を進めていますが、今後も、関係機関と連携した原子力防災訓練の実施などの原子力災害対策の充実が重要です。



【取組みの基本方向】

- 災害発生時に県民の生命等を守るために、防災拠点となる庁舎・学校等の耐震化の促進をはじめとした地震に強い県土・まちづくりや、東日本大震災や熊本地震を教訓とした地震・津波防災に対する啓発、津波ハザードマップの作成支援、自主防災組織の避難訓練などによる災害時ににおける迅速・的確な応急対策の実施、被災地域の復旧・復興を行う体制の充実を図ります。

- 火山防災協議会の議論・検討をふまえた県地域防災計画の見直し、市町村の避難計画の作成の支援、火山防災情報の周知・啓発などによる火山対策を推進します。
- 市町村や原発立地県等との連携による住民への情報伝達・避難誘導・環境放射線モニタリングの体制整備、原子力災害医療の体制整備、安定ヨウ素剤の備蓄、住民に対する普及啓発などによる原子力災害対策を推進します。

【主な施策】

	住立て	施策
1 地震・津波対策の充実	・庁舎・学校や公共土木施設、農業用ため池等の農業水利施設、住宅等の地震対策の充実、市町村等が行う水道施設の耐震化の支援 ・主要活断層による地震の被害想定調査の実施 ・地震や津波の調査結果を活用した県民に対する防災の啓発 ・津波シミュレーション調査の結果をふまえた津波災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備等 ・山主防災組織による資機材整備・避難訓練や避難所運営計画等策定の取組みへの支援、要配慮者の安全確保 ・救出救助に必要な災害警備用装備資機材の整備 ・災害時における広域的な応援体制の充実及び受援体制の検討、受援計画の策定など、応急・復旧対策の充実 ・被災者の生活再建支援施策の充実など、復興対策の充実	・火山ハザードマップの作成、避難計画の策定支援、災害時に迅速・的確に対応するための装備資機材等の整備 ・火山の観測や調査研究の充実 ・観光客や登山者に対する火山防災情報の普及啓発
2 火山対策の充実	・火山ハザードマップの作成、避難計画の策定支援、災害時に迅速・的確に対応するための装備資機材等の整備	・市町村や原発立地県等との連携による住民への情報伝達・避難説明体制の充実
3 原子力災害対策の充実	・原子力災害医療体制の充実	・原子力災害医療体制の充実

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【注釈】

(※1) ライフライン 電気、水道、ガス、電話等生活に不可欠なシステム設備

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現 状	2021(平成33)年度		2026(平成38)年度の姿 (目標達成の考え方)	
			年度	年度	年度	年度
●津波ハザードマップの作成市町	男がH26年に設定した津波浸水地域に基づく津波ハザードマップを作成した沿岸市町	—	0市町 2016(平成28)			
●住宅の耐震化率	新築戸建率（H31（S50）年基準）が決める耐震性を有する住宅の割合	68%	72%	2013(平成25)		

【凡例】●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに目標候補として考えられるもの



総合防災訓練（現地調整所訓練※）

（※）関係機関及び隣接県（岐阜、長野、新潟等）と合同で、住民避難等の対処方針の検討、決定を行う訓練



総合防災訓練（倒壊家屋からの負傷者救出救助訓練）

主体	期待する役割	目標達成までの実現度					
		現状	目標	現状	目標	現状	目標
県民	・地震・津波防災・原子力防災・火山防災に関する知識の習得 ・地震・津波災害・原子力災害・火山災害に関する防災訓練等への参加 ・居住地の地域特性の把握、避難場所の確認や食料等の備蓄 ・住宅の耐震化、大型家具の固定化 ・市町村の防災拠点施設の整備 ・通信連絡体制及び手段の整備 ・火山現象の情報の収集・伝達・予警報の発令伝達 ・各種ハザードマップによる住民への普及啓発 ・津波・地震・原子力災害に関する普及防災訓練の実施 ・住宅・建築物の耐震化に関する普及啓発	○	○	○	○	○	○
市町村	・災害時ににおける自主的な避難計画の作成 ・平常時における防災意識の普及啓発活動 ・災害発生時ににおける応援活動及び災害復興応援活動について取決め ・災害対策に関する連携及び情報提供 ・防災訓練等への積極的参加	○	○	○	○	○	○
民間団体							

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心23 雪に強いまちづくり
政策目標	降積雪時ににおいても、県民生活に支障がなく、産業経済活動が円滑に進められるとともに豊かな雪の文化が継承・創造されていること。

【現状と課題】

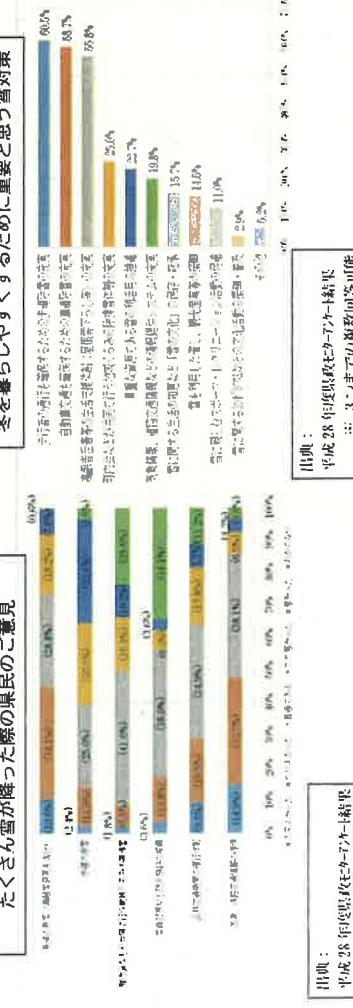
- 近年、暖冬・少雪の傾向にありますですが、年によっては短期的・局地的に大雪となり、車道や歩道の交通事故や交通機関の運休などが発生し、県民生活に大きな影響を及ぼしています。また、雪崩等により集落の被災や孤立も懸念されています。
- こうしたことから、降雪時ににおいて県民生活や産業経済活動に支障が生じないよう、道路の除雪雪体制や交通機関の除雪対策などを充実するとともに、道路状況等の情報を提供する取組みの充実を図ることが求められています。また、雪崩等から道路や集落を守る施設整備の推進が必要とされています。

- 少子高齢化などが進行する中で、高齢者世帯等の増加により、地域における除雪機能の低下が懸念されています。また、除雪業務のオペレーターや機械の確保が困難な状況となっています。

- このため、今後、高齢者世帯等への除雪支援など地域ぐるみでの雪対策の仕組みづくりや雪処理の担い手の確保が重要となってきます。

- 人々の生活の近代化・多様化により、富山ならではの雪の文化や、冬季の生活の知恵（かぶら寿し等の食文化、雪映え・エンナカ（流せん）等の住文化）が失われつつあります。このため、とやま特有の伝統的な生活文化を将来にわたって継承するとともに、雪に親しみ、楽しむ文化の創造が求められています。

たくさん雪が降った際の県民のご意見



【取組みの基本方向】

- 雪による県民生活や産業経済活動への支障が生じないよう、車道や歩道の除雪を充実し、雪のない雪に強いまちづくりを推進します。また、地域ぐるみでの高齢者世帯など除雪が困難な世帯にも配慮した除雪活動への支援をするとともに、地域住民の安全な生活を支えるため、雪害防止対策等を推進します。

- 富山ならではの雪の文化や生活の知恵を継承するとともに、ライフスタイルの変化を踏まえた冬を楽しむ文化活動の振興と新しい雪の文化の創造に努めます。

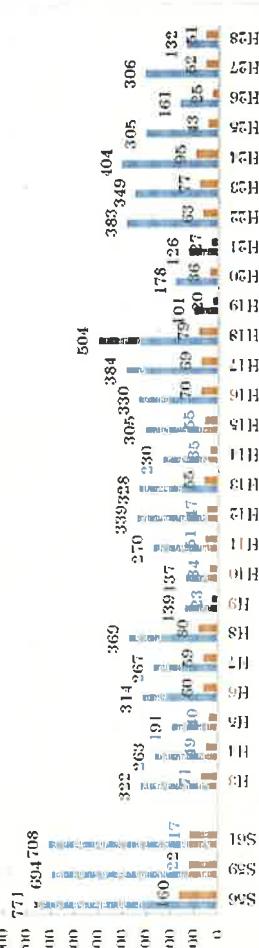
【主な施策】

	柱立て	施策
1 雪害のないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・重要路線における除雪レベルの向上などによる車道除雪体制の強化や歩道除雪体制の充実 ・道幅の狭い区間への堆雪帯（※1）の設置や消雪施設の更新等の推進 ・除雪オペレーターや除雪機械の確保など、安定的な除雪体制の維持 ・HP、メールサービスなどによる道路状況等の情報を提供する取組みの充実 ・市町村や地域住民、ボランティア等が連携して地域ぐるみで行う、高齢者世帯など除雪が困難な世帯にも配慮した除雪活動への支援 	
2 雪害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スノーシェッドや崩雪防止柵等の整備推進 ・雪崩防止機能を有する緑体（まだば防正体）の維持・造成の推進 	
3 雪の文化の継承と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・雪の伝統的な生活文化の継承 ・雪に親しみやを楽しむ催しの開催等による雪の文化の創造や、冬の富山の魅力の情報発信 ・児童、利害、親雪に関する調査研究・技術開発等の支援 	

【注釈】

(※1) 堆雪帯：機械除雪の車両が走行する幅広い路肩。

累計降雪量と積雪深度の推移



出典：富山地方気象台（富山観測所）
(降水量記録：前年8月～当年7月)

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみ除排雪の推進 ・除雪ボランティア活動等への参加・協力 ・雪に親しむ催し物等への参加・協力 ・雪の文化の継承と創造
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者が混在する区間での連続した除雪作業 ・地域ぐるみ除排雪に対する支援 ・高齢者や障害者世帯などに対する除排雪の実施・支援 ・除雪ボランティアのコーディネート ・雪に親しむ催し物等の開催
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な除雪体制の維持への協力 ・地域の除排雪等への協力 ・雪に親しむ催し物等への参加・協力

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標】】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿	
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度
●冬期走行しやすさ割合	52.0% 2011(平成23)	54.3% 2015(平成27)		
●地域ぐるみ除排雪を推進している地区数	276地区 2011(平成23)	307地区 2016(平成28)		
●雪に関する催しの認知度	16.0% 2011(平成23)	19.2% 2016(平成28)		



雪の大谷ウォーク



地域ぐるみ除排雪



雪崩防止柵



豪雪時ににおける除排雪作業

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進
政策目標	犯罪や交通事故の発生にくい環境づくりを確立し、県民が安全で安心して暮らすこと。

【現状と課題】

(○) 本県の犯罪発生率は、近年、減少傾向にあり、全国的にも低い水準にあります。しかし、強盗等の重要犯罪や広域化・巧妙化する特殊詐欺等の組織犯罪が発生しているほか、サイバー空間における脅威が深刻化しており、今やサイバーエンジニア等による犯罪は成り立たない状況となっています。また、日本各地で災害が発生しており、被災者の避難誘導及び救出救助、被災地における安全安心を確保するための諸活動等の災害警備活動を行っています。

このため、今後、広域化・巧妙化する新たな手口の犯罪や災害発生時に的確に対応するための警察機能を充実する必要があります。

(○) 一方、本県の交通事故は、人身事故件数及び負傷者数は減少傾向にある中で、交通事故の件数は増減を繰り返しており、特に、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高くなっています。

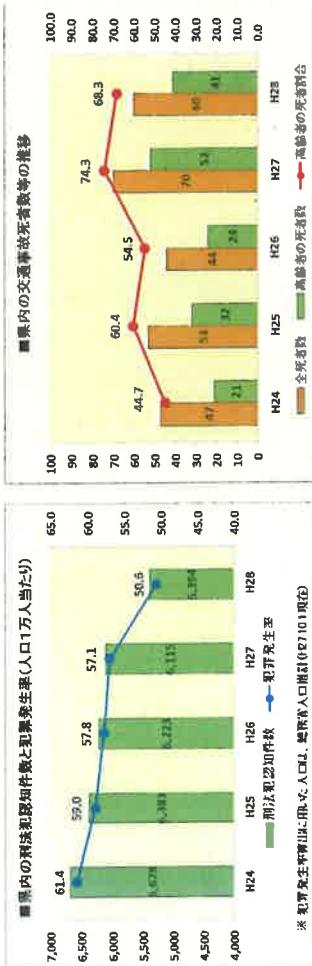
このため、高齢者や車両等の運転者に対する交通安全教育や交通指導取締りなどを推進する必要があります。

【取組みの基本方向】

- 民間ハトロール隊や学校安全ハトロール隊・青色回転灯装備車等によるハトロール活動の充実、自主防犯団体や防犯協会、県、市町村が連携した地域ぐるみの防犯活動の活性化などにより安全なまちづくりを推進します。
- 道路交通環境の整備や交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、道路交通秩序の維持等を図るとともに、特に高齢者の交通事故防止対策を強化するなど、県民総参加による交通安全対策を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 安全なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の防犯ハトロール隊や学校安全ハトロール隊、青色回転灯装備車等によるハトロール活動などの地域における防犯活動の支援 ・カギかけ防犯対策など県民の防犯意識の高揚 ・犯罪被害の未然防止、子どもや地域住民の安全・安心確保のための防犯カメラの設置促進 ・児童等を対象とした参加・体験型防犯教育の推進
2 交通事故防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導や交通安全教室の開催、反射材の着用促進、交通安全ボランティアによる街頭キャンペーンの実施等、自船者を中心とした交通事故防止対策の強化 ・高齢者や子供の安全・安心な道路交通環境を確保するための各種交通安全施設の整備 ・重大事故に直結する悪質、危険な交通違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りや街頭監視活動の強化 ・自動運転の技術開発に伴う風の動向等を踏まえた各種課題検討と高度道路交通システム（ITS）（※2）の推進
3 警察機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的観点に立って富山の安全・安心を確保するため、時代の要請に質的・機能的に対応した警察施設の計画的な整備 ・様々な警察活動において的確に対処できる高度な専門的知識と能力を有する人材の育成 ・サイバーエンジニア等の脅威への官民一体となつた対策や、犯罪情勢や社会構造の変化に伴つて新たに発生する治安上の脅威への対応 ・捜査手法や取調べへの高度化への取り組み等に資する捜査用資機材等や、災害警備・山岳警備活動用資機材等の整備



* 車両死亡率(単位:人口10万人当たり)、総死亡率(0~70歳)

● 全死亡数

● 高齢者の死率

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【注釈】

(※1) 地く安全なまちづくり推進センター
各町・市によって構成され、(1) 各主体の連携による安全なまちづくりに関する情報収集及び提供などの活動を行っている。

(※2) IT-SI 最先端的情報通信技術等を用いて人と道路と車両とを一体とした高度道路交通システム。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会における連帯意識の向上と地域の自主防犯活動への参 加・協力 交通ルールの遵守と交通マナーの向上 交通安全活動への主体的、積極的な参加、協働 カギかけの通行など防犯意識の高揚 危険を察知し回避できる犯罪抵抗力の向上
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の自主防犯活動に対する支援 防犯カメラの設置など犯罪の起きにくいまちづくりの推進 各地域の実情を踏まえた効果的な交通安全活動の推進 安全安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備 地区安全なまちづくり推進センターの設置促進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会における防犯C.S.R.(社会貢献)活動の実施 防犯カメラなど防犯設備の設置 交通安全活動への参加、協力 自主的な安全運転管理対策の推進
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> 防犯ネットワークの構築と防犯指導 防犯ボランティアに対する活動支援 地域に密着したきめ細かな交通安全活動の推進 自主防犯活動の活性化



交通安全運動出発式



[凡例]●:現行計画においても設定しているもの ○:新たな指標候補として考えられるもの

【県民参考指標候補案 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	目標5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿	
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度
●犯罪発生率 人口10万人当たりの 刑法犯認定件数	61.1件 2011(H23)	50.6件 2016(H28)		
●交通事故の発生件 数・死者数 死者数 50人 2011(H23)	5,163件 2011(H23)	3,466件 60人 2016(H28)		

力がけキャンペーン活動

<展開目標4 災害に強く、「日本—安全・安心な県」づくり>

政策名	安心25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開
政策目標	県民の生活を支える身近な公共交通サービスが将来にわたって安定的に確保され、高齢者、障害者など誰もが安全で快適に移動できること。

【現状と課題】

(○) 近年、本県の地域公共交通（鉄軌道、バス）の利用者は減少傾向が続いていましたが、平成27年度は北陸新幹線開業等により利用者が増加しました。しかしながら、本県は車を保有する世帯の割合が高く、5割強の県民が地域公共交通を全く利用していない状況にあります。また、今後の人口減少に伴い、利用者の減少やそれに伴う交通サービスの低下が懸念されています。

【地域公共交通の年間利用者数（千人）：

H5(574) → H6(14,261 (△37%) → H7(42,718 (△3.5%) → H8(46,671 (9.3%))

このため、本県が有する多様な地域公共交通インフラを有効活用し、多くの方に利用してもらうとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの確保・充実に向けた取組を行っていくことが重要です。

(○) また、近年、高齢者の運転免許返納者が増加していますが、こうした高齢者や学生・生徒など自動車を運転できない方々の日常生活（買い物、通院、通学など）を支える公共交通サービスが必ずしも十分ではない状況にあり、その確保・充実が重要となっています。

(○) そのため、住民に身近な生活圏内での移動を支える「域内交通」については、民営バスや町村等が運行するコミュニティバスのほか、定期路線バスの運行に適さない地域等では、市町村がデマンド型交通の導入を進めていますが、依然として公共交通空白地域が存在しており、地域のニーズに対応した公共交通サービスが必要となっています。

(○) さらに、地域間をまたぐ移動を支える「域間交通」について、利用者からは、乗継時間の短縮や乗継案内等の情報充実など乗継の改善を求める意見が多く、公共交通機関相互の接続利便性を向上していく必要があります。

【取組みの基本方向】

- 鉄道、路面電車、バスなどの地域公共交通が将来にわたって持続可能となるよう、市町村、交通事業者、県民等との連携協力により、総合的な地域公共交通体系の構築を推進します。
- 県民の日常生活等を支える地域公共交通の確保・充実を図るため、その利便性の向上や利用促進等を推進しながら、地域公共交通ネットワークの維持活性化を促進します。
- 地域の実情やニーズにきめ細かく対応した地域公共交通サービスが展開されるよう、市町村や交通事業者への支援の充実に努めます。

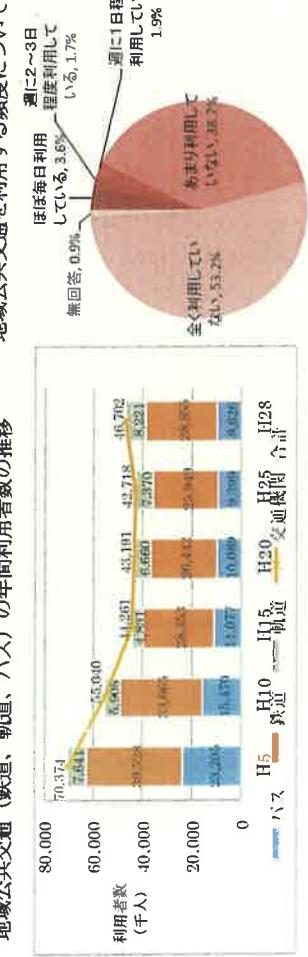
【主な施策】

柱立て	施策
1 総合的な地域公共交通体系の構築に向けた「富山県地域交通活性化推進会議」などによる関係者の幅広い協議の推進	・総合的な地域公共交通体系の構築に向けた「富山県地域交通活性化推進会議」などによる関係者の幅広い協議の推進
2 地域公共交通ネットワークの維持活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関相互の接続利便性の向上等に向けた交通事業者間の連携協力の推進 ・地域公共交通に関する先進的なシステムや取組みの情報収集と関係者間での情報共有の推進、本県での導入可能性の研究の推進 ・自動運転技術を活用した地域公共交通サービスの導入の推進 ・交通事業者等が行う鉄軌道の安全性向上への取組み、生活交通として必要不可欠な既存バス・コミュニティバスの運行、バス運転者の人材確保・育成などへの支援 ・持続可能な地域公共交通の確立に向けた支援、ノーマイカー運動等の普及啓発、パークアンドライドの推進等による地域公共交通の利用促進 ・バス交通情報のオープンデータ化やバス位置情報システムの構築による交通情報の提供、交通ICカードの導入促進など、地域公共交通の利便性の向上 ・JR域端線・氷見線・高山本線やあいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線などの活性化策への支援 ・低床車両の導入支援や、駅舎など交通結節点のパリアフリー化の推進 ・バス路線の引継ぎ、コミュニティバスからデマンド型交通（※1）への転換等の支援など、地域の実情とニーズに対応した公共交通サービスへの支援
3 地域のニーズに応じた公共交通サービスへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日利用している、3.6%（※2～3日利用している、1.7%） ・週に1日程度利用している、1.9% ・あまり利用していない、53.2%

【注釈】

- (※1) デマンド型交通 定期路線バス方式での運行が目的でない路線について、利用者のニーズに応じて、バスや乗合タクシーなどの乗降場所・時刻等を柔軟に設定する公共交通の形態

出典:H27 県政世論調査



<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【県民等に期待する主な役割】

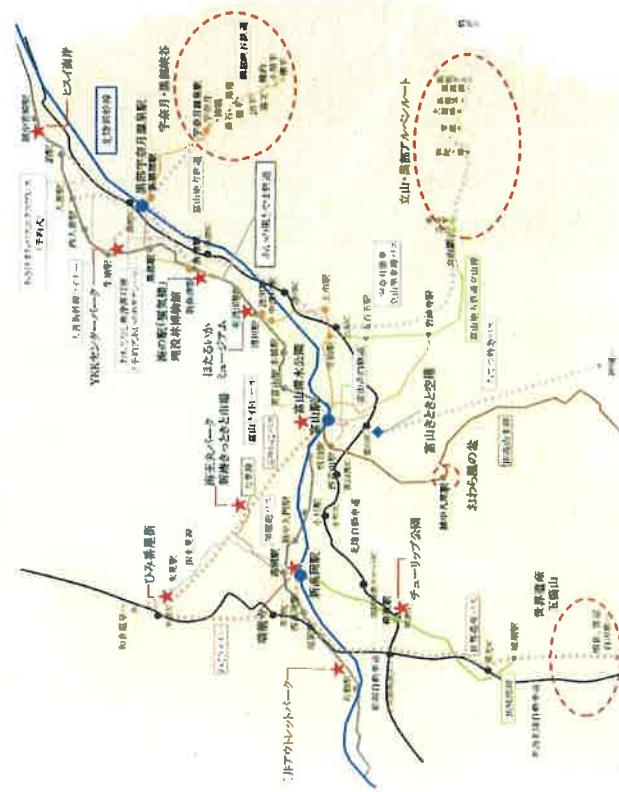
主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の積極的利用 過度のマイカー利用の自粛
企業	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の公共交通利用の促進 過度のマイカー利用自粛の啓発 公共交通利用者への特典付与など利用促進への協力
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 安全で便利な公共交通サービスの提供 利用者ニーズを踏まえた公共交通サービスの利便性向上、事業者間の連携推進 公共交通に係る利用情報等の積極的な提供、活用
市町村	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりと連携した、市町村内の主要拠点との交通ネットワークの充実や公共交通の利用促進 隣接する沿線市町村との連携協力 持続可能な地域内バス路線の実現に向けた検討



【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標】】

指標名及び指標の説明	現況	標準年齢	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿		
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度	(目標設定の考え方)
●鉄軌道・バスの利用者数 県内の鉄軌道・バスの年間利用件数 〔参考：県民1人当たりの県内の鉄軌道・バスの年間利用件数〕	42,754千人 2012(平成24)	46,702千人 2016(平成28)			
●低床バス導入割合 民営乗合バスの導入割合	52.9% 2013(平成25)	53.8% 2015(平成27)			
○地域交通計画を策定している市町村 まちづくりと一体となる地域交通計画を策定した市町村数	5市町 2012(平成24)	9市町 2016(平成28)			

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに指標候補として考えられるもの



「鉄軌道王国とやま」路線

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心26 安心・安心で豊かな住環境づくり
政策目標	耐震性やバリアフリー性能等を備えた地域環境にもやさしい住まい、それぞれのライフステージに応じて豊かな生活が営まれていること

【現状と課題】

- 本県は、住宅の持ち家比率(H27)、1住宅当たりの延べ面積(H25)が全国1位であるなど、住環境の面において全国でも非常に高い水準にあります。
- 持ち家比率 78.1% (H27) 1住宅当たりの延べ面積 150.08 m² (H25)
- 住宅の耐震化やバリアフリー化は進んできていますが、まだ対策が講じられていないものがあります。また、近年、住宅におけるエネルギー消費量は概ね減少傾向にあるものの、世帯当たりでは全国に比べ高い状態にあります。
- このため、住宅の耐震化、バリアフリー化及び省エネルギー化の一層の推進に取り組む必要があります。

【住宅の耐震化率】：68% (H20) ⇒ 72% (H25)、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率：40% ⇒ 46% (H25)、以生家庭部門のエネルギー消費量 (H26実績)：4.4% 減少 (対H20比)

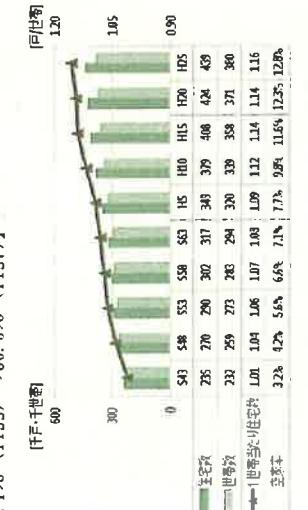
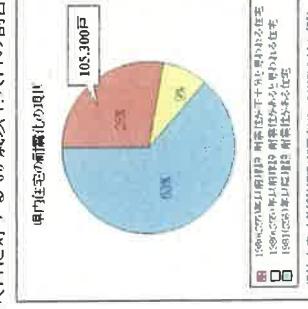
○ まちなみの空同化が進むほか、県内各地で空き家が増加しています。また、屋敷林の減少、戸建て住宅団地の開発などにより、散居村や昔ながらの町並みが失われつつあります。

○ こうしたことから、老朽危険空き家の除却や空き家の有効活用などを総合的な空き家対策の推進や、地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備を図つていく必要があります。

○ 少子高齢化の進行や、生活形態や価値観の変化などにより、居住ニーズが多様化しており、こうした県民の居住ニーズに応じて安心して取得・改修できる住宅市場の環境整備が求められています。

○ また、低額所得者や高齢者、障害者、子育て世帯など自力での住宅の確保が困難な世帯への住宅セーフティネットの充実が求められています。

【全戸に対する65歳以上人口の割合】：26.1% (H22) ⇒ 30.5% (H27)



注：(左)世帯別世帯構成割合
(右)世帯別世帯数

出典：住宅・土地統計調査

【取組みの基本方向】

- 住宅施策と防災、福祉、環境等の施策と連携を図り、住宅の耐震化やバリアフリー化を進めるとともに、省エネルギー化を推進します。
- 利便性の高いまちなみへの居住を誘導するとともに、空き家の利活用や適正管理の促進を図ります。また、散居村や昔ながらの町並みの保全を支援するとともに、本県の気候・風土、伝統・文化と調和した住宅や伝統工法を活かした木造住宅の普及を推進するなど、地域の特性に応じた良質で快適な住環境整備を推進します。

- 高齢者や子育て世帯などが暮らしことにあつた住まいを安心して選択できるために、新築だけではなく中古住宅の市場環境の整備を図るとともに、民間のサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進や子育て世帯の住宅取得の支援などにより住宅セーフティネットの充実を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断及び耐震改修工事に対する支援、市町村・団体等と連携した岡知・啓発など、木造住宅の耐震化の促進 ・長期優良住宅認定制度の活用による、耐久性・省エネ性能等に優れ適切な維持管理が確保される住宅の普及促進 ・バリアフリー化への支援やユニバーサルデザインの岡知・啓発など、子供から高齢者まで誰もが安全・安心に暮らせる住宅の整備促進 ・住まい家づくり資金融資制度等の活用による、省エネルギー住宅の普及促進
2 地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみの住宅を誘導する市町村開発事業や土地区画整理事業等の推進 ・空き家の利活用、適正管理及び除却等の促進による放置空き家の減少 ・散居屋敷併合のための造成林の枝打ち支援 ・県産材等の地域資源を活かした住宅の普及、木造住宅の伝統的な技術の継承
3 住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・建物状況調査（インスペクション）の活用による、中古住宅の品質確保と流通の活性化 ・住宅賃貸制度の普及による、民間事業者のサービス付き高齢者向け住宅の供給促進 ・資金融資制度による、三世代同居等の子育て世帯の住宅取得・リフォームに対する支援 ・高齢者、障害者、低額所得者等の居住の安定を図るための公営住宅の充実 ・建築関係団体と連携した住宅に関する相談体制の充実

出典：住宅・土地統計調査

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割	
	2021年度期待する役割	2026年度期待する役割
県民	・パリアフリー化や省エネルギー化などの快適な住まいへの自助努力 ・身近な散居景観等の保全や住まいの適切な維持管理 ・街づくり活動への参加	
	・耐震改修に対する支援	
市町村	・公営住宅などの適切な活用による住宅セーフティネットの構築 ・住宅相談窓口の設置と住環境の提供 ・空き家対策の推進や地域感を活かした住環境の整備	
	・住まいの質の向上に向けた事業展開 ・耐震・省エネ等に関する適切な情報提供 ・中古住宅の流通促進、公正な取引、良質な住宅関連サービスの提供 ・地域性への配慮、地域のまちづくり活動への協力	
事業者		

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに目標候補として考えられるもの



住宅のパリアフリー化



住宅の耐震改修工事



中央通り f 地区市街地再開発事業



散居村地域の住宅

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021(平成33)年度、2026(平成38)年度の姿	
			2021(平成33)年度	2026(平成38)年度
●住宅の耐震化率 新耐震基準(1981(S56)年基準) が求められる耐震性を有する住宅 の割合	6.8 % 2008(平成20)	7.2 % 2013(平成25)		
●高齢者が居住する住宅 のパリアフリー化率 65歳以上の者が居住する住宅 のうち、2ヶ所以上の手すりの 設置又は室内の障害解消に該 当するものの割合	4.0 % 2008(平成20)	4.6 % 2013(平成25)		
●持ち家比率 住宅に住む一戸世帯数に占める 持ち家世帯の割合	7.8 % 2010(平成22)	7.8 % 2015(平成27)		

(目標設定の考え方)

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心27 消費生活の安全の確保
政策目標	県民誰もが、消費者トラブルに巻き込まれず、また、医薬品の安全性などに不安を感じることなく、安心して生活を送っていること。

【現状と課題】

(c) 近年は、消費生活に関する相談件数は減少傾向にありますが、一方で、商品・サービスの多様化や情報通信の発達に伴い、携帯電話やパソコン等、インターネット関連の相談が増加するとともに、相談内容は多様化・複雑化しています。また、若者、高齢者からの方の相談件数が全体の4割を占めていることや、国において成年年齢の引き下げが検討されていること等から、消費者の自立を支援し、消費トラブルを未然に防止するため、ライフステージに応じた体系的・効果的な消費者教育が重要です。

(c) また、県や市町村における消費生活相談窓口の整備は進んでおり、市町村の消費生活相談員数も増加していますが、相談内容の多様化・複雑化に応じた相談員の資質の向上を図るなど、相談体制の一層の充実が求められています。

【市町村の消費生活相談員数：H25.5名 → H29.1名】

(c) 医薬品の使用方法や安全情報に関する相談が多く寄せられるなど、医薬品の安全に関する県民の意識は非常に高く、また、合法ハーブ等と称して販売される薬物やインターネットを通じた違法薬物の入手など薬用乱用への懸念が高くなっています。

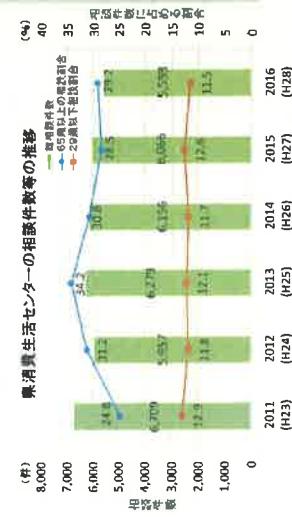
【県の消費教室開催状況の推移：H22.1回 → H23.33回 → H24.18回】

(c) 大や猫を中心としたペットは、単なる「愛玩動物」から人間の生活に喜びを与えてくれる存在となっています。

(c) 県民生活に不可欠な水道水等の水質などの安全を守ることが必要です。また、クリーニング所、理容所など県民の豊かな日常生活に重要な役割を担っている生活衛生関係施設の減少が続いているますが、これらの業種の多くは、経営者の高齢化等の課題を抱えています。

【クリーニング所 H20.2,090 → H23.963 施設、理容所 H20.1,339 → H23.1,185 施設】

ペットの飼育効果



【取組みの基本方向】

- 高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺、若者のインターネット利用によるトラブル等を未然に防ぐために、富山県消費者教育推進計画に基づいたライフステージに応じた消費者教育を体系的に推進するともに、住民に身近な市町村の相談体制や、県の広域的・専門的な相談機能を充実・強化するなど消費生活相談の体制を整備します。
- 医薬品の安全性を確保するため、医薬品等に関する正しい知識の消費者への普及啓発などの消費生活相談の体制を整備します。
- 人と愛護動物が共生する社会の実現のため、動物愛護思想の普及啓発等を推進します。
- 衛生的な生活環境を維持するための水道水等の安全確保や生活衛生関係営業の振興を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 安全・安心な消費生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢の引き下げの検討を踏まえた学生等若者向け消費生活に関する講座の充実など、各ライフステージに応じた消費者の自己を支援する消費者教育の推進 ・高齢者等の消費トラブルの未然防止のための消費生活啓発講座の実施や高齢者等を貿易事業者等からなるための官民一体体制の推進 ・広域的・専門的な消費生活相談に係る調整・対応や住民に身近な市町村の消費生活相談体制の充実化 ・多様化・複雑化する相談に応じてできるよう消費生活相談員の資質向上を図る研修の充実 ・食料品や石油製品など生活関連物資の価格の安定と円滑な供給のための価格動向に関する情報提供の実施
2 医薬品や危険物等の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬の消費者教室」の開催やホームページ等を活用した医薬品等に関する情報提供の実施 ・医薬品事業者への指導や安全管理情報提供などによる医薬品の品質等の確保 ・医薬品乱用による相談員の資質向上を図る研修の充実 ・薬物乱用防止対策の実施 ・高圧ガス、毒物劇物取扱事業者への立ち候合や講習会を通じた法令遵守及び保管管理徹底の指導 ・LPガス販売事業者や関係団体と連携した安全なガス消費機器等の普及促進
3 動物愛護思想の普及啓発や適正飼育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・動物ふれあい教室や動物愛護フェスティバルなどを通じた動物愛護思想の普及 ・動物愛護がランティアの養成など県民参加による認度推進体制の整備 ・終生飼育や動物による危害・迷惑問題の発生防止対策の充実などの適正飼育の推進 ・動物由来感染症予防対策の普及啓発 ・生活衛生関係営業（※1）施設への監視指導に対する衛生管理水平の維持向上 ・公衆浴場、宿泊施設等に対する衛生管理手法の普及啓發 ・県生活衛生管理指導センター（※2）による消費者サービスの向上への支援 ・一般公衆浴場（※3）の設備改善への支援による経営の健全化の推進 ・水道水、飲用井戸水等や特定建物（※4）の衛生指導の推進
4 衛生的な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業（※1）施設への監視指導による衛生水準の維持向上 ・公衆浴場、宿泊施設等に対する衛生管理手法の普及啓發 ・県生活衛生管理指導センター（※2）による消費者サービスの向上への支援 ・一般公衆浴場（※3）の設備改善への支援による経営の健全化の推進 ・水道水、飲用井戸水等や特定建物（※4）の衛生指導の推進

資料：(一社)ペットフード協会調べ

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【注釈】

- (※1) 生活衛生関係管轄：国民の日常生活における営養として法で定められたもの、理容室、美容室、クリーニング業、旅館業、公共浴場、飲食店営業などがある。
- (※2) 生活衛生監査指揮センター：生活衛生監査指揮センターにに関する検査結果の改訂方向上、消費者の苦情に関する指導などを行ったもの、各県に「つり」に限り知事が指定している法人。
- (※3) 一般公衆浴場：地域住民の日常生活において保健衛生上必要な公衆浴場。一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令に基づき制定されている。
- (※4) 特定施設等：学校、廻行場、販賣店、店舗、事務所等であって専門性度の規模（学校は延べ面積 8,000m²以上、その他は延べ面積 3,000m²以上）を有する建物等。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活や医薬品、動物の適正飼育等に関する正しい知識の習得。 ・消費者トラブルに関する情報収集及び活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・商品等の安全・公正な取引の確保 ・消費者からの苦情に対する適切な対応 ・医薬品の適正な取り扱い等の徹底、医薬品に関する相談への適切な対応 ・衛生管理の改善向上 ・消費者ニーズに応じたサービスの提供 ・生活衛生関係営業（※1）施設の経営の健全化の推進
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び事業者に対する啓発及び指導 ・消費者トラブルの防止及び救済のための活動 ・動物愛護思想の普及啓発及び譲渡推進のための活動
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の充実 ・消費生活に関する知識の啓発・情報提供

【県民参考指標候補案（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021 (H33) 年度、2026 (H38) 年度		(目標設定の考え方)
			2021 (H33) 年度	2026 (H38) 年度	
○消費生活相談解決率 県消費生活センターに対する ご相談件数のうち、明確答 により解決した割合	98.7%	98.2%	2011 (H23)	2016 (H28)	
○薬の消費者教室の開 催回数 地味な副作用に対する医薬品 及び医療用具等に関する講習会	21 [回]	48 [回]	2011 (H23)	2016 (H28)	

〔凡例〕●：現行計画においても設定しているもの ○：新たに目標候補として考えられるもの



動物愛護フェスティバル一日獣医師体験



動物ふれあい教室



棄物乱用防止街頭啓発キャラクター



消費者カレッジ



県消費生活センターでの電話相談